

令和 6 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年 3 月
国立音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的	8
基準 2. 内部質保証	14
基準 3. 学生	23
基準 4. 教育課程	45
基準 5. 教員・職員	60
基準 6. 経営・管理と財務	77

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本的理念

国立音楽大学（以下、「本学」という。）は、大正 15（1926）年に創設された「東京高等音楽学院」を前身として、昭和 25（1950）年に新制大学として設立された。本学は、基本的理念として「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本及び世界の文化の発展に寄与する」ことを掲げている。本学創立の経緯は、以下のとおりである。

日本における西洋音楽の教育と研究を目的とした初めての音楽学校は、明治 20（1887）年創立の東京音楽学校（現・東京藝術大学音楽学部）であり、その目的は、洋楽を正しく吸収することとその普及であった。具体的には音楽芸術家の育成、及び音楽教育家の養成である。その後、音楽以外の諸文化の西欧化と相俟って、次第に洋楽が社会に浸透していった。こうした中、それまで東京音楽学校という国立（こくりつ）校だけであったが、大正末期には数校の私立の音楽学校が創立された。

本学の創立は、当時新進気鋭の音楽家であった矢田部勁吉、武岡鶴代、榊原直と、日本で最初の音楽マネージャーと言われる中館耕蔵、牧師で神学博士の渡邊敢の 5 人の、国からの拘束を受けない新しい理想的な音楽学校、音楽家の実力では、東京音楽学校と同等の、あるいはそれ以上の音楽家の育成を目的とした音楽学校をつくりたい、という強い思いのもと、多くの賛同者の寄付や協力を得ることによって実現した。ここで言われている「新しい理想的な音楽学校の設立」とは、私学の特徴とする、自由、自律の精神を以て、音楽家を育て、日本の音楽文化に貢献することを目指すものであった。

本学の基本的理念は、創設当時から変わることのない「自由、自主、自律の精神」に基づいている。また、この精神のもと、優れた演奏家・音楽教育家を育成すると同時に、芸術を通じて「全人的理想を実現」することが、本学設立の趣旨として以下のように述べられている。

「晩近、我國に於ける知的教育の進歩發達は、實に驚嘆に値するものでありますが、一面其形式が煩瑣冗繁であつて、動もすれば唯物偏重の弊を伴ひ、品性の陶冶、情操の訓練を輕視し、教育の理想とする全人主義より遠ざかること愈々甚だしい有様であります。かうした弊風を救ふべく、藝術教育によって敢て全人的理想を實現しやうとするのが我が東京高等音楽學院建設の趣旨なのであります。」

つまり「自由、自主、自律の精神」のもと、芸術（音楽）の知識・技術のみならず、まさに芸術（音楽）そのものを通じた「全人教育」、すなわち「人間性の全面的・調和的発達」（「全人教育」『広辞苑第 4 版』より）を目指している。これが「良識ある音楽家、教育家」という言葉で表されている。

2. 使命・目的

本学は、学部の使命・目的を「国立音楽大学学則」第 1 条において、次のように定めている。

「国立音楽大学は、音楽と教育の理論、技術とその応用の指導及び研究を目的とし、同時に良識ある音楽家、教育家を養成する。」

また、「国立音楽大学大学院規則」第1条には、修士課程、博士後期課程を含む大学院全体の目的として「音楽の理論および実践を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を挙げている。

更に、本学公式Webサイトには、学部、修士課程、博士後期課程に分けて、本学の目的を以下のように明記している。

「本学部は、自由、自主、自律の精神を尊重した教育によって、基本となる知識や技能を備え、健全な考えや判断ができ、更に専門的な知見や能力をもち、日本や世界の幅広い分野で、音楽を通して社会に貢献できる音楽家、教育家を養成する。」

「本課程（修士課程）は、自由、自主、自律の精神を尊重した教育によって、広い視野に立って精深な学識と技術を授け、音楽の各専攻分野において、演奏、創作、研究の能力、更に高度な専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培い、将来、日本や世界の幅広い分野で活動できる音楽家、教育家を養成する。」

「本課程（博士後期課程）は、自由、自主、自律の精神を尊重した教育によって、音楽の専攻分野で国際的に活躍できる研究者として、自律して創作、表現、研究活動を行い、またその他の専門的な業務に従事するために必要な、高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を培う。」

3. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色は、創立時より継承されている「自由、自主、自律の精神」を基盤に醸成され、独自の教育姿勢、教育プログラム、社会貢献・地域連携活動、研究教育機関にある。特筆すべき5つの個性・特色を以下に挙げる。

1) “アンサンブルのくにたち”

「くにたちの学び」の特徴は、自由、自主、自律の精神を持ち、専門的な知識・技能、高度な思考力・表現力を修得するだけではなく、多様な仲間たちと音楽を創造するアンサンブルを通して、人間性や社会性を醸成することにある。

本学のアンサンブル（演習）は、学生が、先に述べた能力を修得するプロセスの要として位置付けられ、個を磨き切磋琢磨するなかで良識のある人材を育み、仲間とともに音楽を創造する喜びを体感し人間的な成長を促す教育としての特色を持っている。

2) 卒業後の進路を見据え、自分にあったキャリアデザインを設計する“くにたち”独自のコース制教育プログラム

本学は、1、2年次の基礎課程に対し、3、4年次を専門課程と位置付けている。卒業後の進路を見据え、専門性を更に高めたり、専門以外のスキルを磨いたりするために専門課程で選択できる教育プログラムが、コース制である。学生は、個々の意欲と能力に応じて学科・専攻・専修によらず、どのコースにも挑戦できる。基礎課程で培った音楽能力をもとに、音楽のさまざまな領域をより専門的に学ぶことで、キャリアデザインに必要な能力、知識を身につけることができる。

コースは、3つの目的別に構築されており、学生自ら卒業後の進路や人生におけるキャリアデザインを考え、選択を行う。コースの3つの種別は以下のとおりである。

a. ダブルメジャーを目指すコース

所属専修（専攻）に関わらず、専門以外のコースを履修して、専門の知識や技能を補い、将来の職業選択の幅を広げるコース。2023 年 4 月には、データサイエンスを主軸に科学的な手法を取り入れて音楽分析を行う新コース「音楽データサイエンス・コース」を開講した。

b. 専門を探究・強化するコース

所属専修（専攻）に関連するコースを履修して、より専門的に学び、知識や技能を更に高め、進路実現のために役立てるコース。

c. より専門性の高い選抜コース

「ソリスト・コース」を中心とした、高度な演奏家を養成するコース。知識や技能は当然のことだが、レパートリーを増やし、表現力を高めるためのプログラムを充実させている。

3) “良識”を身につける“くにたちリベラルアーツ教育”

本学では、平成 26（2014）年度の大学学科再編の際に、専門分野の枠を超えた幅広い知識と教養を身につける「教養教育（リベラルアーツ Liberal Arts）」を強化した。それまでの教養科目を見直し、「良識」のある市民社会の一員として、現代社会に貢献できる有為な人材を育てることを目的に、学生に必要とされる知識・教養が何かをわかりやすく伝えるために、4 つの「探究の世界」として再編し、科目名の工夫を行った。

4 つの「探究の世界」

探究の世界	授業科目
人間の探究	心理学／人間と行動／人間と環境／人間と文化／哲学／美学入門／文学
文化の探究	歴史／宗教入門／西洋宗教史／宗教と芸術／日本語文章術／音楽データサイエンス入門／絵画の世界／現代芸術の世界／演劇の世界／メディア・アートの世界／音の科学／声の科学／音楽の科学
社会の探究	日本国憲法／音楽著作権入門／音楽の仕事（音楽産業論）／社会福祉概論／日本の社会と経済／文化経済学入門／世界の金融と経済／お金と暮らし（生涯生活設計）／子どもの発達と心理／青年の発達と心理／老年期の発達と心理／生涯学習／仕事と人生（キャリア発達）／就職・結婚・子育て
身体の探究	身体の健康／医学一般／病気と健康／音楽家のための心身論／スポーツ（テニス／バードゴルフ／バドミントン／卓球）

4) 「国立音楽大学コミュニティ・ミュージック・センター (KCMC)」による「社会貢献・地域連携」

本学は、音楽による「社会貢献・地域連携」を推進するための専門部署として「国立音楽大学コミュニティ・ミュージック・センター(KCMC; Kunitachi Community Music Center)」を平成 28 (2016) 年度に設立し、以来、地域社会での音楽活動を積極的に行ってきた実績を持つ。KCMC は、「本学の社会貢献活動を集約し、本学の教育・研究の成果を広く社会に還元し、在学生や卒業生、教員による音楽活動を通して、ステークホルダーとの強力な連携のもと、音楽文化の向上・発展に寄与することを目的とする」ものである。その活動は、地域音楽活動支援事業をはじめ、学校教育支援事業、教育普及事業、地域交流促進事業等、多岐にわたる。

令和 5 (2023) 年度は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、主に社会人を対象とする「夏期音楽講習会」や各種ワークショップなどを従前の実施形態で行い、学校教育支援事業、教育普及事業を推進した。また、「ディプロマ・コース」をはじめ、「ジュニア ミュージック・アトリエ」「おとなのためのミュージック・アトリエ」では受講者数が増加しており、社会に向けた教育研究活動の拡充を図っている。

5) 充実した教育研究機関

本学の附属図書館は、所蔵楽譜や所蔵書籍では世界有数の音楽図書館であり、学内者のみならず学外者の利用も多く、我が国の音楽研究を支えているといっても決して過言ではない。楽譜だけでも 14 万冊以上を有し、また学術的に貴重な資料も多く所有している。平成 28 (2016) 年にリニューアルし、ゆっくりと資料を閲覧できる明るい色調の空間と十分な台数の検索端末が整備され、学生、教員、研究者にとって充実した教育・研究機関となっている。また附属図書館は、所蔵資料を活用した研究や、貴重書・貴重楽譜のデジタル化も行っており、本学公式 Web サイト等でその一部を公開するなど成果を広く公表している。令和 3 (2021) 年には、日本の大学で初めて、ドイツの出版社である Henle 社による「Henle Library Campus Edition」、続いてデジタル楽譜サービス「nkoda」を導入し、オンラインを活用した学習環境の整備を行った。

また、昭和 63 (1988) 年には「楽器学資料館」を設置した。世界各地の楽器を体系的に収集・展示するとともに、楽器に関する調査、文献・音源の収集、目録・資料集の作成、楽器の修復など、楽器に関する幅広い活動を行っている。また、毎年複数のプロジェクトを実施し、教員並びにポスト・ドクターの教育研究を推進するだけでなく、多くのメディアでも取り上げられるなど、学生並びに社会に向け、研究成果を還元している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大正 15 (1926) 年 4 月	東京高等音楽学院創立（仮校舎を東京市四谷区番衆町に置く）
大正 15 (1926) 年 11 月	国立大学町に校舎竣工、移転
昭和 15 (1940) 年 8 月	小学校教員（音楽専科正教員）無試験検定校に東京府より認定
昭和 16 (1941) 年 12 月	中等学校教員（音楽専科正教員）無試験検定校に文部省より認定
昭和 22 (1947) 年 7 月	国立音楽学校に校名変更
昭和 24 (1949) 年 4 月	国立音楽高等学校、国立中学校設置
昭和 25 (1950) 年 4 月	国立音楽大学設置認可 従来の声楽・器楽・作曲学科の他に楽理学科、教育音楽学科を新設
昭和 25 (1950) 年 7 月	国立幼稚園設置
昭和 25 (1950) 年 9 月	楽器研究所設置
昭和 26 (1951) 年 4 月	別科設置（声楽・器楽・作曲・調律・リズム）
昭和 28 (1953) 年 4 月	附属小学校設置
昭和 30 (1955) 年 4 月	二部（夜間部）設置
昭和 31 (1956) 年 4 月	専攻科設置
昭和 31 (1956) 年 4 月	附設保育科を改組し幼稚園教諭養成所（幼稚園教諭養成機関）とする
昭和 37 (1962) 年 4 月	教育音楽学科にリトミック専修（Ⅱ類）を増設
昭和 37 (1962) 年 4 月	別科学生募集停止（調律を除く）
昭和 38 (1963) 年 4 月	教育音楽学科に幼児教育専攻を増設
昭和 41 (1966) 年 4 月	上水台校舎（立川市）で授業開始
昭和 43 (1968) 年 4 月	大学院音楽研究科修士課程（声楽・器楽・作曲・音楽学・音楽教育学専攻）設置 専攻科は学生募集停止
昭和 48 (1973) 年 4 月	二部（夜間）学生募集停止（昭和 54 (1979) 年 6 月廃止）
昭和 51 (1976) 年 4 月	楽器技術センター設置
昭和 51 (1976) 年 4 月	音楽研究所設置
昭和 53 (1978) 年 4 月	大学位置変更（国立市から立川市へ）
昭和 57 (1982) 年 11 月	講堂（ホール）竣工
昭和 63 (1988) 年 4 月	楽器学資料館設置
平成 2 (1990) 年 4 月	学科名一部変更（楽理学科を音楽学学科、教育音楽学科を音楽教育学科） 音楽教育学科にピアノ教育専修を増設
平成 3 (1991) 年 4 月	音楽デザイン学科、応用演奏学科設置

国立音楽大学

平成 12 (2000) 年 4 月	音楽教育学科に学校教育専修を増設 音楽教育専修に音楽療法コースを設置
平成 16 (2004) 年 4 月	学科再編 (7 学科を演奏、音楽文化デザイン、音楽教育の 3 学科に)、カリキュラム改編を行う
平成 19 (2007) 年 4 月	大学院音楽研究科博士後期課程設置
平成 23 (2011) 年 4 月	演奏学科にジャズ専修を設置
平成 23 (2011) 年 5 月	新 1 号館竣工
平成 26 (2014) 年 4 月	学科再編 (3 学科を演奏・創作、音楽文化教育の 2 学科に)、カリキュラム改編を行う
平成 30 (2018) 年 4 月	別科調律専修学生募集停止

2. 本学の現況

・ **大学名** 国立音楽大学

・ **所在地** 〒190-8520 東京都立川市柏町 5 丁目 5 番地 1 号

・ 学部、研究科構成

音楽学部	演奏・創作学科 音楽文化教育学科
音楽研究科 (修士課程)	声楽専攻 器楽専攻 作曲専攻 音楽学専攻 音楽教育学専攻
音楽研究科 (博士後期課程)	音楽研究専攻

・ 学生数、教員数、職員数

学生数 令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

分類	在籍者数	収容定員
音楽学部	1, 245	1, 280
音楽研究科	128	87
総計	1, 373	1, 367

国立音楽大学

教員数

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

分類	人数
教授	42
准教授	34
専任講師	0
非常勤教員 （客員教授・客員准教授・特任教授・ 非常勤助教含む）	309
総計	385

職員数

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

分類	人数
専任	74
嘱託・臨時	186
派遣	17
総計	277

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

基本的理念をはじめ、本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、本学公式 Web サイトや「教員ガイド」、「学生便覧」、「大学院学生便覧」、「大学案内」、オープンキャンパスをはじめとしたさまざまなイベント時の配布物や学則等に掲載することにより、学生、教職員、役員及び学外関係者に周知している【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】本学公式 Web サイト 目的・3 つの方針・学修成果の評価の方針・自己点検評価の方針（学部）

【資料 1-1-2】学校法人国立音楽大学寄附行為

【資料 1-1-3】国立音楽大学学則

【資料 1-1-4】国立音楽大学大学院規則

【資料 1-1-5】学校法人国立音楽大学ガバナンス・コード

【資料 1-1-6】2024 年度学生便覧 表紙裏

【資料 1-1-7】2024 年度大学院学生便覧 表紙裏

【資料 1-1-8】大学案内 2025

1-1-② 中期的な計画への反映

本学の教育理念である「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本及び世界の文化の発展に寄与する」ことの実現に向け策定した第Ⅰ期中期計画（2020-2022）を基本とし、中期計画に関する文部科学省からの要請事項等を踏まえながら、第Ⅱ期中期計画（2023-2027）を策定した。

「第Ⅱ期中期計画」では、以下 4 区分に分類したうえで、実行すべき項目とその目標、5 年間の行動計画及びその内容などを具体化し、本学の教育理念のもと推進すべき中長期計画に落とし込んでいる。各年度の事業計画及び予算策定は、この「第Ⅱ期中期計画」に則して計画されており、その進捗については、学内 Portal【教職員】サイトへの掲載や学

内関係者への一斉メールにより周知されている【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】。

《「第Ⅱ期中期計画」の4区分》

1. 大学経営・運営
2. 財務戦略
3. 教育・研究
4. 附属校

「第Ⅱ期中期計画」の実施状況の把握と必要な見直しについては、理事会の下に置かれた「経営戦略会議」で定期的に確認を行い、問題点や課題が見出された場合には、その解決施策について検討し、具体的措置を講じている。その際に、担当部署や担当者、あるいは関係教員を招集し、この会議で共に協議を行うことがある。またこれらの過程において、特に進捗に問題がある場合や軌道修正が必要であると判断した場合、あるいは追加項目を加える場合など、重要な場面では理事会に諮ることもある。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-1-9】学内 Portal【教職員】サイト

【資料 1-1-10】学内一斉周知メール

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学は、使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。

ディプロマ・ポリシーを「卒業の認定に関する方針」、カリキュラム・ポリシーを「カリキュラム方針」、アドミッション・ポリシーを「期待する学生像」として「学生便覧」に明示し、本学の使命・目的及び教育目的を反映させた具体的な学生像や方針を示している【資料 1-1-11】。「大学院学生便覧」では、「修士課程」、「博士後期課程」、それぞれに三つのポリシーを定めており、これらは本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けた指針と関連付けられている【資料 1-1-12】。三つのポリシーは主に「大学教育研究協議会」で定期的に見直され、検討を行っている【資料 1-1-13】。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-1-11】2024 年度学生便覧 表紙裏

【資料 1-1-12】2024 年度大学院学生便覧 表紙裏

【資料 1-1-13】国立音楽大学大学教育研究協議会規程

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、音楽学部と大学院音楽研究科から成る単科大学である。音楽学部は、演奏・創作学科と音楽文化教育学科から成る。これら教育研究組織は、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準に準拠しつつ、本学の使命・目的並びに教育理念に基づいて構成されている。

「演奏・創作学科」は、声楽、鍵盤楽器、弦管打楽器、ジャズ、作曲、コンピュータ音楽という6つの専修から成り、音楽演奏、及び創作の高い技能と専門知識を修得するのみならず、その専門的な知見や能力を活用し、多様な音楽文化の発展に寄与し、より良い社

会の実現を目指す人材の養成を目的としている。また「音楽文化教育学科」は、音楽教育、音楽療法、音楽情報という3つの専修と幼児音楽教育専攻から成り、音楽教師や幼稚園教諭、音楽療法士、音楽研究者、地域社会の音楽指導者や音楽に関する企画・制作・運営者など、音楽を核として多方面で社会貢献できる人材の養成を目的としている。いずれの学科も、4年間の学びの中で音楽演奏・音楽専門知識獲得の鍛錬を通して自分自身と向き合い、自らの創造性を育み、自己を発見することで、自由、自主、自律の精神を涵養する教育研究組織・構成となっており、本学の基本的教育理念と合致する。

大学院音楽研究科修士課程は、より高度な音楽専門教育と研究を目標とし、5専攻（声楽、器楽、作曲、音楽学、音楽教育学）から成る。また博士後期課程は、1専攻5研究領域（声楽、器楽、創作、音楽学、音楽教育学）から成り、演奏研究と音楽研究の2本柱で編成され、専門的かつ独創的な研究を深めることのできる人材を養成している。

教育研究組織

学部

学部	学科	専攻・専修	
音楽学部	演奏・創作学科	声楽専修	
		鍵盤楽器専修	
		弦管打楽器専修	
		ジャズ専修	
		作曲専修	
		コンピュータ音楽専修	
	音楽文化教育学科	音楽文化教育専攻	音楽教育専修
			音楽療法専修
			音楽情報専修
		幼児音楽教育専攻	

大学院

研究科	課程	専攻	コース・領域
音楽研究科	修士課程	声楽専攻	オペラコース
			歌曲コース
		器楽専攻	鍵盤楽器コース
			伴奏コース
			弦管打楽器コース
		作曲専攻	作品創作コース
			音楽理論コース
			ソルフェージュコース
			コンピュータ音楽コース
		音楽学専攻	音楽学コース
			楽器・音響コース
			音楽療法コース
		音楽教育学専攻	
	博士後期課程	音楽研究専攻	声楽研究領域
			器楽研究領域
			創作研究領域
			音楽学研究領域
			音楽教育学領域

1-1-⑤ 変化への対応

本学は開学以来、基本的理念の下、社会変化に応じた音楽教育の在り方を常に模索し、実際の教育現場に反映してきた。

開学当初の昭和 25（1950）年、優れた演奏家を養成するだけでなく、有為な教育家としても活躍できる音楽人の養成を実現するために、演奏・創作関連の学科だけでなく、音楽学や音楽教育学の諸分野においても研鑽を積める学科課程として「楽理学科」と「教育音楽学科」を編成した。音楽学を教育研究分野とする「楽理学科」、及び師範教育ではなく、芸術教育としての音楽教育を目指す「教育音楽学科」の設立は、当時としては画期的なものとして注目された。また雅楽等、日本の伝統音楽に関する科目を開設するなど、その先進性は特筆に値する。その後も、大正末期にパリでエミール・ジャック=ダルクローズの音楽教育方法「リトミック」と出会い、大きな影響を受けた本学教員、小林宗作の流れを汲み、「リトミック専修（教育音楽学科第Ⅱ類）^{*1}」を昭和 37（1962）年に設置した。本専修は、本学の音楽教育一貫校としての進展、また、日本の音楽教育の進展にも大きな役割を果たしてきた。昭和 38（1963）年には、幼稚園教諭免許を取得できる「幼児教育専攻」を設置した。

平成 2（1990）年には、ピアノ指導者のスペシャリストを養成する「ピアノ教育専修^{*2}」、平成 3（1991）年には、電子オルガンの演奏を中心にした演奏・創作者を養成する「応用演

奏学科^{*3}」、コンピュータ等の新しいメディアを用いた音楽創造表現者を養成する「音楽デザイン学科^{*4}」、平成 12（2000）年には、音楽療法士を養成する「音楽療法コース^{*5}」、平成 23（2011）年には、ジャズの演奏家を養成する「ジャズ専修」を設置した。

平成 26（2014）年に行った学科再編では、時代変化を反映した学科編成・教育プログラム編成とすべく、音楽文化教育学科の中に「音楽情報専修」を設置した。これは、かつて「音楽研究専修」として音楽学を中心としていたものに、今につながる情報社会を見据えた ICT（情報通信技術）、情報に関する内容を加え、改称したものである。

また、平成 29（2017）年度から、声楽の基礎をしっかりと身につけたうえでコース制のもと学ぶことのできる「ミュージカル・コース」を、平成 30（2018）年の「別科調律」の募集停止に伴い、令和元（2019）年度から、鍵盤楽器の調律・整調・修理等の基礎技術を身につける「ピアノ調律コース」をそれぞれ設置した。

令和 3（2021）年度からは、ICT を活用した教育の促進の一環として、主に音楽演奏の録音・録画・配信技術等を実践的に学ぶ「音楽テクノロジー」「音楽メディア」の講座を実施し、音響の基礎や、時代に即した実践的な学びの機会を創出している【資料 1-1-14】。更に、文理横断の「数理・データサイエンス」教育科目の導入について令和 4（2022）年度に具体的な検討を行い、令和 5（2023）年度から「音楽データサイエンス・コース」を設置した。令和 5（2023）年には、滋賀大学と連携協定を締結し、その連携事業として令和 6（2024）年に「音楽×データサイエンスの創発セッション」を開催する。

以上のように、日本における音楽の高等教育機関として、本学は今日に至るまで社会変化に対応した教育体制を整えている。

*1 平成 16（2004）年度の学科再編で「音楽教育学科 音楽教育専攻」に統合

*2 平成 16（2004）年度の学科再編で「演奏学科 鍵盤楽器専修」に統合

*3 平成 16（2004）年度の学科再編で「演奏学科 鍵盤楽器専修」に統合

*4 平成 16（2004）年度の学科再編で「音楽文化デザイン学科 音楽創作専修」に統合、平成 26（2014）年度の学科再編で「演奏・創作学科 コンピュータ音楽専修」となる

*5 平成 16（2004）年度の学科再編で「音楽文化デザイン学科 音楽療法専修」となる

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-14】 本学公式 Web サイト 「個人録音講座」取材レポート

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症を機に、ICT 環境の整備を推進し、演奏会やイベントなどの動画をはじめとしたオンライン・コンテンツの制作・発信を進めてきた。より加速するデジタル化や社会変化に、柔軟に適応する人材の育成を更に推進していく。また、今後は学内での学びにとどまらず、地域や社会との交流を通じて、更なる教育プログラムの開発や、学生自身が学修成果を実感し、社会貢献に繋がる仕組み作りを検討し、芸術を通じ社会に寄与できる人材育成に取り組んでいく。

本学は、令和 8（2026）年に創立 100 周年を迎える。「くにおん新世紀」をステートメン

トとして掲げ、「自由、自主、自律の精神」に立脚した本学の伝統に加え、次の 100 年に向け、多様性を尊重し、日本及び世界における音楽文化のトップランナーとして飛躍することを目指し、教育、研究、演奏活動に取り組んでいく。

【基準 1 の自己評価】

本学は基本的理念を踏まえ、使命・目的を学則等に規定し、三つのポリシーや中期計画に具体的な指針や施策として反映させている。創立時から継承している基本的理念のもと、社会の変化に応じ、カリキュラムの改編や、コース等教育プログラムの開発を行い、芸術を通じ社会に寄与できる人材育成に取り組んでいる。これらは、本学公式 Web サイトや「大学案内」、募集要項等を通じ広く公表している。また、本学役員、教職員の全員が、本学のビジョンや規程類から日々の学内情報に至るまでを学内 Portal【教職員】サイトにより常に確認することができ、全学的に理解と支持を得ることに寄与している。

以上のことから、基準 1「使命・目的」を満たしていると判断する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

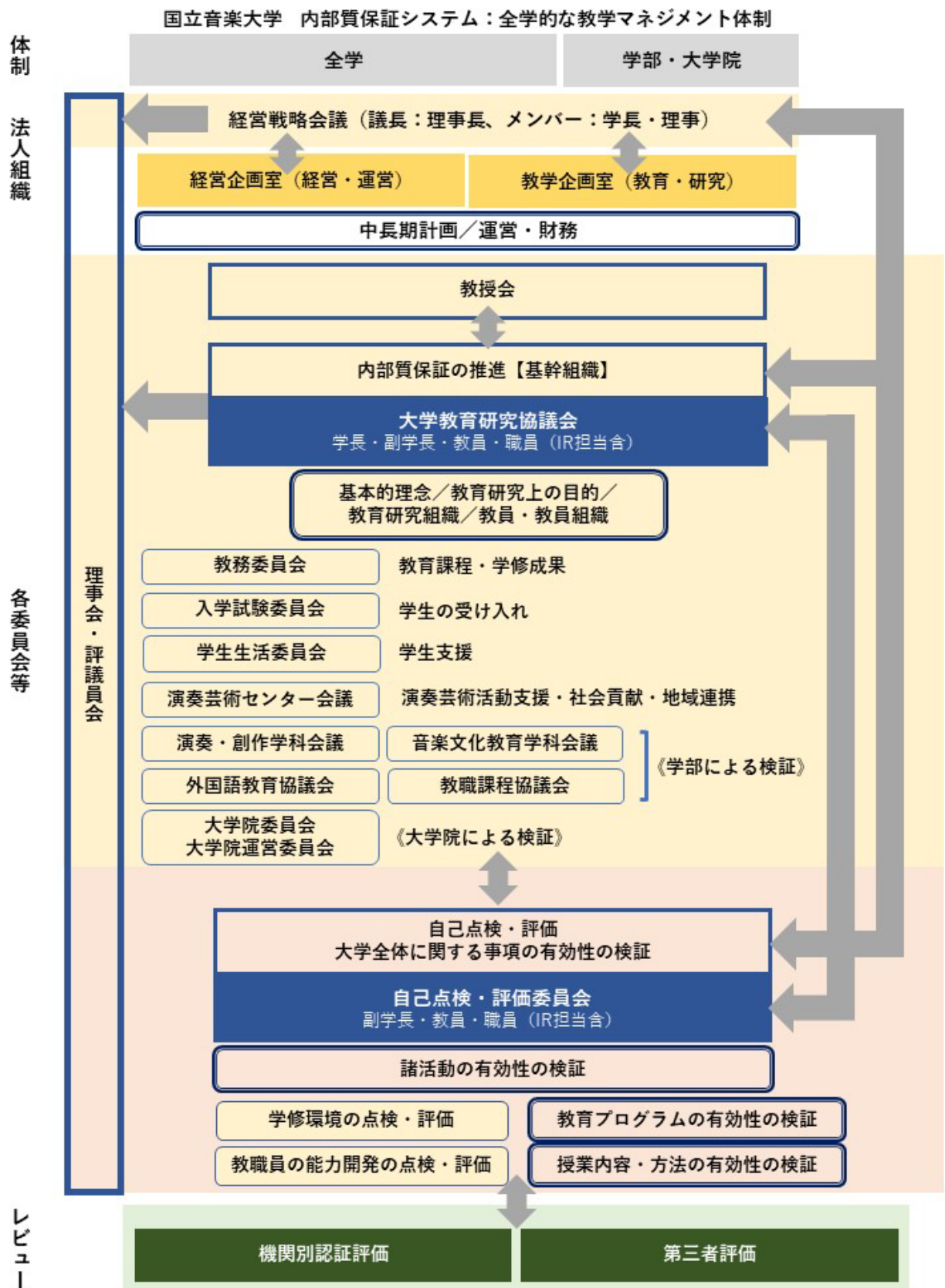
2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は令和 4（2022）年度に、内部質保証に関する全学的な方針である「国立音楽大学内部質保証の方針」を定め、更にその方針に基づき本学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組みとして、令和 5（2023）年度に「国立音楽大学内部質保証推進規程」を制定した【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。これらは、学内 Portal【教職員】サイトに公表し、共有を図っている。

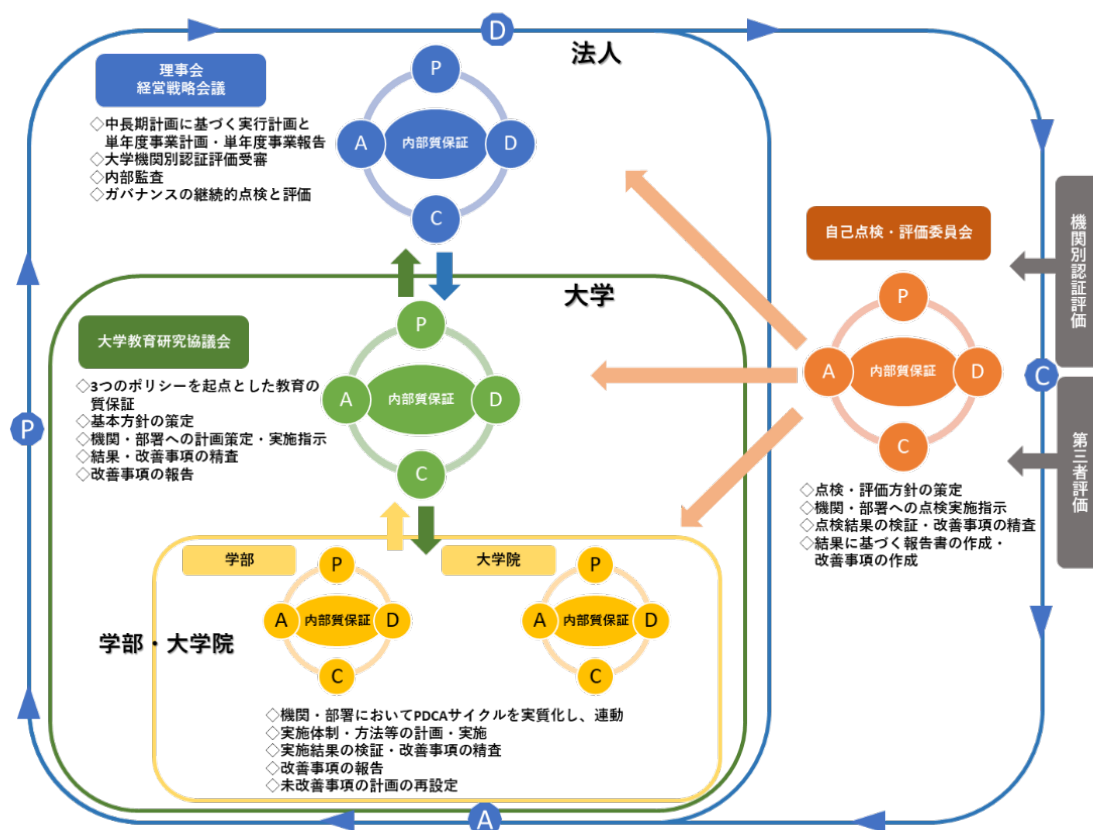
内部質保証の方針を「本学の基本的理念・目的を実現するため、本学の教育研究活動をはじめとする諸活動について、自ら点検・検証を行い、その結果を踏まえ、継続的・恒常的に改善・改革を推進し、質の向上を図る（以下、PDCA サイクルという。）」とし、それを推進し、内部質保証に責任を持つ恒常的な組織として「大学教育研究協議会」を置いている。PDCA サイクルにおける C（点検・評価）は、「自己点検・評価委員会」が担い、「大学教育研究協議会」と合わせこの 2 組織体制で内部質保証を行っている。学長は、内部質保証推進の最高責任者として「大学教育研究協議会」及び「自己点検・評価委員会」の推進と強化に当たっている【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】。

以下は、本学の内部質保証の実施体制を示した図である。「内部質保証システム」は、自律的な組織として、本学の基本的理念・目的を実現するため、自らが行う教育・研究、組織・運営等の状況を継続的に点検・評価し、PDCA サイクルにより改善・向上を行っていくことで質を保証するものである。また「教学マネジメント体制」は、大学教育の内部質保証を担保する基盤として組み込み、教育活動等の見直しを継続的に行い、教育目的の達成のため、点検・評価・改善を委員会や部署間の連携・サポートにより実現するものである。

「教学マネジメント体制」を有効に機能させることで、「内部質保証システム」における質の保証を行っている。



国立音楽大学 内部質保証の概念図



<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】国立音楽大学内部質保証の方針

【資料 2-1-2】国立音楽大学内部質保証推進規程

【資料 2-1-3】国立音楽大学自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-4】国立音楽大学大学教育研究協議会規程

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和 4（2022）年に「国立音楽大学内部質保証の方針」を定め、令和 5（2023）年に「国立音楽大学内部質保証推進規程」を制定し、全学的な内部質保証に取り組む教学マネジメント体制を整えた。今後も、内部質保証を確実に推進できるよう恒常的に見直しを行い、体制の在り方自体も含め、改善・向上を図っていく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が行っている【資料 2-2-1】。「自己点検・評価委員会」は、平成 17（2005）年度に設置され、以来、大学の組織・施設・設備、財政状況その他教育研究に関する全学的活動状況について自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。自己点検・評価実施後の「自己点検・評価報告書」は、本学公式 Web サイトで公表し、学内外で共有している【資料 2-2-2】。

令和 5（2023）年度は、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審するため、自己点検・評価委員が月 1 回程度集まり、評価報告書を作成した。この過程を通じ、自己点検・評価を行い、そこで見出された課題について、「大学教育研究協議会」で審議し、所管部署への指示により改善・向上を行った【資料 2-2-3】。以下はその項目である。

- カリキュラム・マップの見直し：ディプロマ・ポリシーと科目の関係性を見直し、シラバスとの整合性を見直し
- カリキュラム・ツリーの作成
- カリキュラムのスリム化の検討

また、受審した大学機関別認証評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構の定める評価基準に「適合している」と認定された【資料 2-2-4】。受審時に「改善を要する点」として指摘された「学生の懲戒等について、規則はあるものの、その詳細な手続きを定めていないため改善が必要」とされた事項については、学生生活委員会を中心に改正案及び規程案を作成し、各運営会で検討のうえ、「大学教育研究協議会」で審議を行い、令和 6（2024）年 5 月に教授会の議を経て規程を改正、制定した【資料 2-2-3】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】。

「自己点検・評価委員会」の令和 5（2023）年度の実施は 2 回で、それぞれ以下の議題について協議を行った【資料 2-2-7】。

- 第 1 回 令和 5（2023）年度 大学機関別認証評価 評価チーム評価報告書案について
- 第 2 回 「ガバナンス・コード」の点検・評価

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-2-1】 国立音楽大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 2-2-2】 本学公式 Web サイト 自己点検・外部評価
- 【資料 2-2-3】 大学教育研究協議会 議事録（2023 年 7 月 17 日、10 月 9 日、11 月 27 日、12 月 18 日、2024 年 1 月 15 日、3 月 6 日）
- 【資料 2-2-4】 国立音楽大学に対する大学評価（認証評価）結果
- 【資料 2-2-5】 学生生活委員会 議事録（2024 年 3 月 4 日、4 月 8 日、5 月 13 日）

【資料 2-2-6】教授会 議事録（2024 年 5 月 20 日）

【資料 2-2-7】自己点検・評価委員会 議事録（2023 年 12 月 28 日、2024 年 3 月 4 日）

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

令和元（2019）年 10 月に、IR 推進室を設置以来、IR の推進とその活用に努めてきた。IR 推進室の業務は、「教学及び経営に係る IR(Institutional Research)を推進すること」とされ、各機関・部署の業務に関わる各種データの収集・保存・分析を行い、課題の抽出、問題の改善・向上を図っている【資料 2-2-8】。IR 推進室設置当初は、各機関・部署がどのようなデータをどのような形で保有しているかわからなかったため、その把握から始めた。その方法として、令和元（2019）年度以前まで各年度における学生数や教員数、行事などを文字のみでまとめていた「校史記録」を、「FACT BOOK」として刷新する過程を通じ明確にした。「FACT BOOK」では、各機関・部署がそれぞれ有するデータを収集し、グラフや図表により本学の様々な情報を経年変化で確認できるよう視覚化した。「FACT BOOK」は、本学公式 Web サイトに公表するとともに、各機関・部署が活用できるようにしている【資料 2-2-9】。

また、他大学との比較分析や日本における高等教育の動向等、大学経営・運営に当たり意思決定が必要となる機関等への IR 資料の提供及び報告を行っている。教学面においても、後述の 2-3-①及び 2-3-②で実施している内部質保証のためのアンケート等の分析・報告をし、教学・経営の両面で IR を機能させている。

現在は IR 等を検討する会議体等はないが、令和元（2019）年度以来継続して学内における IR の周知とその重要性の理解促進に努めており、更に、今後より全学的な視点からの IR 推進を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-8】学校法人国立音楽大学組織規程 第 51 条(1)

【資料 2-2-9】FACT BOOK 2023

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学はエビデンスに基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果を公表している。また、現状把握のための調査・データの収集・分析を IR 推進室が行っており、教学面・経営面の両方からその意思決定に必要な報告を行っている。今後はより全学的な視点から IR の推進及びその活用について協議する場の構築をしている。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援や学生生活、学修環境等に対する学生の意見や要望を把握・分析し、その結果を活用するため、以下のアンケートを行っている。

1) 授業に関するアンケート

実技レッスンを含む全ての授業科目について、授業内容や教員の対応の適切性等に対する学生の評価を調査。教員は、アンケート結果から授業の改善・向上策を検討し、専任教員は「ティーチング・ポートフォリオ」を、非常勤教員は「授業改善計画書」を作成している。「ティーチング・ポートフォリオ」及び「授業改善計画書」は、Web サイトからも本学教職員に限って閲覧できるようにしている。更に、「授業改善計画書」の紙媒体は教務課窓口及び附属図書館で閲覧可能としている【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】。

2) 大学学生生活・学修行動に関する調査

学生の学修成果や学修環境、学生生活等に関する満足度を調査。調査結果（調査報告書）は、経年変化がわかるよう 3 年間の推移で示している【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】。

3) 卒業生アンケート

本学の卒業生アンケートでは、学修プログラムに関する満足度調査と卒業後の進路先に関する調査を行っており、前者は「教務委員会」へ、後者は「学生生活委員会」へそれぞれ結果が報告され、改善・向上に活かされている【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】。

4) 授業「基礎ゼミⅠ」に関するアンケート／授業「基礎ゼミⅡ」に関するアンケート

入学後の学修や生活等に関する導入教育と位置付けている「基礎ゼミⅠ」とキャリア教育の一貫と位置付けている「基礎ゼミⅡ」に対する満足度調査。「教務委員会」、「大学教育研究協議会」、教授会で結果について報告している【資料 2-3-8】。

これらのアンケートからくみ上げた学生の意見や要望は、扱う内容により「教務委員会」、「教育成果等に関する小委員会」、「学生生活委員会」等でその対応や反映が協議され、具体的活動に活かされている。教育課程や学修成果、演奏活動や社会貢献等全学的な事項については、「大学教育研究協議会」、教授会等でも協議を行っている【資料 2-3-9】。

学生との対話による意見・要望の把握について、現在は 2 年に 1 度学生を集め意見を聴く機会を設けている【資料 2-3-10】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】「授業に関するアンケート」結果報告・授業改善計画書（2023 年度）

- 【資料 2-3-2】 本学公式 Web サイト 修学上の情報 2023 年度 授業アンケート結果
- 【資料 2-3-3】 2023 年度 大学学生生活・学修行動に関する調査報告書
- 【資料 2-3-4】 本学公式 Web サイト 修学上の情報 2023 年度 大学学生生活・学修行動に関する調査報告書
- 【資料 2-3-5】 2023 卒業生アンケート結果
- 【資料 2-3-6】 本学公式 Web サイト 修学上の情報 2023 卒業生アンケート結果
- 【資料 2-3-7】 本学公式 Web サイト 卒業後の進路 進路に関するデータ
- 【資料 2-3-8】 2024「基礎ゼミⅠⅡ」アンケート結果（学生）（教員）
- 【資料 2-3-9】 教授会 議事録（2023 年 6 月 19 日）
- 【資料 2-3-10】 大学の教育研究改善のための学生からの意見聴取および意見交換 議事録

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見や要望を把握・分析し、その結果を活用するため、以下のアンケートを行っている。

1) 卒業生アンケート（5 年後、10 年後）

本学を卒業して 5 年目と 10 年目の卒業生を対象に、現在の就業状況や本学での学修成果が現在の社会活動に活用できているか等を調査【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】。

2) 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査

卒業生の就職先に対し、本学における学修成果が活かされているか、また社会に求められている人材に必要な能力等について調査【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】。

3) 三つのポリシーを踏まえた取組みの点検・評価等に関する調査（関係企業）

本学の関係企業に対し、三つのポリシーを踏まえ、本学の入学者選抜及び学修成果の中身や学修成果に関する情報等に関する取組みの適切性にかかる点検・評価等について客観的な意見を聴取【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】。

4) 入学者・非出願者調査

本学出願者及び非出願者を対象に、受験校の決定までの状況や情報収集方法等について調査。特に非出願者については、競合大学環境や本学の強み・弱みを浮き彫りにし、見出された課題について改善・向上を図ることを目的としている【資料 2-3-17】。

上記 1)～3)のアンケートや調査の結果について、学生生活委員会で分析の上、改善及び向上に資する活動を行っている【資料 2-3-18】。

また 4)の調査結果は、学生募集活動及び魅力ある大学づくりのための資料として活用している【資料 2-3-19】。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-3-11】 2023 卒業生アンケート（5 年後、10 年後）集計結果

【資料 2-3-12】 本学公式 Web サイト 卒業後の進路 アンケート調査 卒業生アンケート（5 年後、10 年後）

【資料 2-3-13】 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査（2023 年度）

【資料 2-3-14】 本学公式 Web サイト 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査

【資料 2-3-15】 国立音楽大学の活動に対するアンケート（調査項目）

【資料 2-3-16】 宮地楽器国立音大店との意見交換 議事録（2023 年度実施分）

【資料 2-3-17】 2023 年度 入学者・非出願者調査報告書

【資料 2-3-18】 学生生活委員会 議事録（2024 年 3 月 4 日）

【資料 2-3-19】 広報連絡会議 議事録（2024 年 3 月 4 日）

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、本学の掲げる基本的理念・目的の実現に向けた教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価を通じ自主的・自律的な内部質保証に取り組んでいる。大学における内部質保証の中心は教育研究活動であり、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づき、点検・評価及び改善を実施している。本学の内部質保証は、全学的な教学マネジメント体制のもと「大学教育研究協議会」が基幹組織としてその責任を負っている。具体的な活動については「自己点検・評価委員会」が、学部や学科、委員会、事務組織等と協働して内部質保証の推進に当たっている。この内部質保証の体制と運営、PDCA サイクルの仕組みについては、「国立音楽大学内部質保証の方針」に明確に定めている【資料 2-3-20】。

定期的実施している自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ講じられる改善・向上計画については、その実行部署・機関が中期計画に落とし込み、確実に実行していくことで内部質保証の仕組みを機能させている【資料 2-3-21】。

自己点検・評価及び認証評価等の結果は、本学公式 Web サイト上で公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努めている【資料 2-3-22】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-20】 国立音楽大学内部質保証の方針

【資料 2-3-21】 くにおんビジョン及び中期計画方針 第Ⅱ期中期計画(2023-2027)

【資料 2-3-22】 本学公式 Web サイト 自己点検・外部評価、自己点検・評価報告書について

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証を改善・向上・維持することを目的とした教学マネジメント体制のもと、三つのポリシーを起点とし、中長期計画に基づく PDCA サイクルを有効に機能させ、教育の質を保証していく。同時に、この体制そのものを対象とした点検・評価も行い、より質の高い内部質保証へと進展させていく。

また、学生・学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるアンケートの実施は行っているが、それらをもとに各機関・部署等を統一的に組

織し、システムとして機能させる仕組みは十分とは言えないため、その構築を行っていく。その際、アンケートのみならず、双方向の対話機会も設ける。

【基準2の自己評価】

本学は、学修支援、学生生活、学修環境等に対する学生の意見・要望を各種アンケートによりくみ上げ、その結果を内部質保証の改善・向上に活用している。学外関係者についても、各種アンケートにより意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に活かしている。

内部質保証について、本学は「国立音楽大学内部質保証の方針」を定め、全学的に共有するとともに、「大学教育研究協議会」と「自己点検・評価委員会」による教学マネジメント体制を整備している。この2組織体制のもと、内部質保証を担保するためのPDCAサイクルを確立し、そのプロセス及び関係機関・部署の役割を明確にしている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が定期的に行い、教学マネジメント体制のもと、中期計画に落とし込み、改善・向上につなげている。

以上のことから、基準2「内部質保証」を満たしていると判断する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では基準 1 で述べた教育目的並びに「学力の 3 要素」を踏まえて、学部、大学院修士課程、大学院博士後期課程ごとに、アドミッション・ポリシーを策定している。これらのポリシーについては、「大学案内」、本学公式 Web サイト、募集要項、「学生便覧」を通じて公表、周知している。加えて、オープンキャンパスなどのイベントにおいて丁寧に説明を行っている【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】。

学部におけるアドミッション・ポリシーと学力の 3 要素との関係性は表 1 のとおりである。

表 1 学部におけるアドミッション・ポリシーと学力の 3 要素との関連性

アドミッション・ポリシー / 学力の 3 要素	知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
自らの意思で行動し、自主的かつ自律的に学修する意欲のある人			○
教職員や他の学生と協調して学び、生活することで、自己を高める意欲のある人			○
大学入学前に必要とされる基本的な知識・技能を身につけている人	○	○	
大学での学修を通して、専門的な知識・技能、高度な思考力・表現力を修得する意欲のある人			○
将来、日本や世界の幅広い分野で、音楽家、教育家として、あるいは音楽による社会活動を通して、社会に貢献する意欲のある人			○

学部、大学院におけるアドミッション・ポリシーは、いずれも「大学教育研究協議会」において検証が行われ、必要に応じて改善していくことができる体制となっている【資料 3-1-9】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】国立音楽大学大学案内 2025 p. 2

【資料 3-1-2】本学公式 Web サイト 目的・3 つの方針・学修成果の評価の方針・自己点検評価の方針

【資料 3-1-3】国立音楽大学音楽学部 2024 総合型選抜（A 日程・B 日程・C 日程）募集要項 表紙裏

【資料 3-1-4】国立音楽大学音楽学部 2024 特別給費奨学生総合型選抜 募集要項 表紙裏

【資料 3-1-5】国立音楽大学音楽学部 2024 一般選抜（A 日程）募集要項 表紙裏

【資料 3-1-6】国立音楽大学音楽学部 2024 3 年次編入学試験 募集要項 表紙裏

【資料 3-1-7】2024 年度国立音楽大学大学院 音楽研究科（修士課程）学生募集要項 表紙裏

【資料 3-1-8】2024 年度国立音楽大学大学院 音楽研究科（博士後期課程）学生募集要項 p. 3

【資料 3-1-9】国立音楽大学大学教育研究協議会規程

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部における入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿い、文部科学省の大学入学者選抜実施要項及び「国立音楽大学音楽学部入学に関する規程」並びに「国立音楽大学音楽学部編入学規程」に準拠して実施している。「学力の 3 要素」はそれぞれ以下の試験課題によって測っており（表 2）、各募集要項に明記している。

表2 学力の3要素と試験科目

	調査書の 評価	調査書に 記載された 事項	面接、 グループ・ ディスカ ッション	楽 典	演 奏	作 曲	志 望 理 由 書	国 語・外 国 語
知識・技能	○			○	○	○		○
思考力・判断力・表現力		○			○	○	○	○
主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度		○	○					

また、各選抜で課している課題は表3のとおりである。

表3 各選抜で課している課題

	調査書の 評価	調査書に 記載された 事項	面接、 グループ・ ディスカ ッション	楽 典	演 奏	作 曲	志 望 理 由 書	国 語・外 国 語
一般選抜			○	○	○	○		○
総合型選抜（特別給費）	○	○	○	○	○	○	○	
学校推薦型選抜（指定校・附属校）		○	○		○	○		
総合型選抜	○	○	○	○	○	○	○	
編入学試験			○	○	○	○		

表3から読み取れるように、一般選抜では知識、技能がより重視されるのに対し、その他の各種入試方法においては、調査書や志望理由書を勘案することで、自主的かつ自律的に学修する意欲、協調性、社会貢献に対する意欲を多面的・総合的に評価することに留意している。

選抜の実施にあたっては、マニュアルを整備し、監督者や各会場の担当者に配付して周知している。採点は、各専門分野の複数の試験委員によって行い、得点入力後は複数回の読み合わせを行う等、確認作業を怠ることなく行っている。合否判定に際しては、「入学試験委員会」で入学者選抜基準の原案を作成し、教授会の審議を経て学長が決定する【資料3-1-10】。更に、判定の結果、不合格となった者に対しては、全員に成績概要を通知して、今後の学習の指針になるよう配慮している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、令和3（2021）年度入試（2020年9月～2021年3月実施）以降、対面での試験に並行してオンライン試験を導入している。

大学院においても、修士課程、博士後期課程それぞれのアドミッション・ポリシーに沿って選抜内容を定め、実施している。特に専攻科目のみならず、修士課程においては音楽理論、音楽史、外国語を、博士後期課程においても外国語を試験科目として課し、知識や技能を多面的・総合的に評価している。

入学者受入れに関する検証は、「入学試験委員会」並びに「大学院委員会」において継続して行っている。試験方式ごとに、受験者の入学後の成績を調査したうえで、各試験の内容、実施時期や出願手続、試験方式のバランス等を含めて検証している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-1-10】国立音楽大学入学試験委員会規程

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、入学者数推移や社会的動向を「入学試験委員会」などで毎年度検証し、問題点や改善点について検討を重ねながら、定員の維持に努めてきた。しかし、平成22（2010）年より、それまで増加傾向にあった学部志願者が減少に転じている。これは、18歳人口の減少による大学を取り巻く厳しい状況及び音楽大学に対する社会的ニーズの変化によるものと考えられ、短期的には改善も見込みにくかったことから、学科再編とともに、順次入学定員の削減、及び入試制度改革を行い、適切な学生受入れ数の維持に努めてきた。

具体的には、平成26（2014）年度に学科再編を行うと同時に入学定員を450人から400人に、また、令和3（2021）年度入試からは入学定員を320人に削減し、加えて以下のような入試制度改革を行ってきた。

1) 一般選抜<平成30（2018）年度、及び令和2（2020）年度改正>

入試問題の作成は本学で行っているが、平成30（2018）年度選抜より、A日程では国語と外国語について本学独自の試験を廃止し、大学入学共通テスト（旧大学入試センター試験）に一本化した。また、令和2（2020）年度選抜より、従来の2月の日程（A日程）に加え、3月の日程（B日程）を導入した。B日程では国語、英語の2科目について、大学入学

共通テストの点数の利用、もしくは本学独自試験での受験のどちらかを選択可能としている。

2) 特別給費奨学生総合型選抜＜平成 28（2016）年度再編＞

特別給費奨学生総合型選抜は、非常に高いレベルでの演奏技術が求められるため、従来は若干名の受験者にのみ合格が認められていたが、本学への進学を希望し、才能あふれる意欲のある受験者をより積極的に受入れるため、平成 28（2016）年度より募集定員を 10 人以内とし、実質的に受入れ枠を拡大した。なお、学費減免については、全額免除 2 人以内、半額免除 4 人以内、1/4 免除 4 人以内となっている。

3) 学校推薦型選抜（指定校・附属校）＜平成 29（2017）年度再編、令和 2（2020）年度に「特別指定校」制度、「特別指定短期大学」制度導入＞

平成 29（2017）年度入試より、それまで一部の専攻・専修に限定していた学校推薦型選抜の募集枠を全ての専攻・専修に拡大し、併せて学校ごとの人数制限を撤廃した。また、令和 2（2020）年度選抜より、音楽文化教育学科幼児音楽教育専攻については、保育コース等を擁する高等学校に対して「特別指定校」を、幼児音楽教育専攻等を擁する短期大学については「特別指定短期大学」を設定して協定を結び、優れた人材の確保に努めている。

4) 総合型選抜＜令和 3（2021）～令和 4（2022）年度に日程追加、募集対象拡大＞

平成 29（2017）年度より導入した総合型選抜（旧称：自己推薦入試（A0 入試））は、音楽文化教育学科のみにて実施していたが、令和 3（2021）年度より演奏・創作学科も含む本学の全ての専攻・専修において実施することとした。また、従来の 9 月の日程（A 日程）に加えて、令和 3（2021）年度選抜からは 11 月の日程（B 日程）を、令和 4（2022）年度選抜からは 12 月の日程（C 日程）をそれぞれ導入した。

5) 編入学試験＜平成 29（2017）年度再開＞

平成 29（2017）年度入試より、長年行われていなかった編入学試験制度を再開した。基本的には、短期大学音楽系学科の卒業生もしくは卒業見込み者を対象とした制度だが、コンピュータ音楽専修及び音楽情報専修については、一般大学の 2 年次以上を修了した者も含め募集している。

更に、平成 28（2016）年には、それまで学内に点在していた広報の機能を集約した「広報センター」を設置した。

定員削減とともにこれらの施策を実施してきた結果、令和 3（2021）～令和 4（2022）年度は入学定員を満たすに至ったが、令和 5（2023）年度については、入学者数が定員をやや下回る状況となった。引き続き、入学定員の安定的な充足が図れるよう、広報活動をはじめとした全学を挙げた取組みが求められる【資料 3-1-11】。

修士課程では、全体の志願者が一定数確保され、収容定員を充足している。競争倍率が高い専攻もあるため、「大学院委員会」等で、入学定員の増加も視野に入れて検討を重ねているが、今のところ、入学志願者数の増減が年度によって大きく異なるため、しばらく動

向を見極めていく必要がある。博士後期課程は、その課程の特殊性、難易度、入学定員の限定（現状5人）を考慮すれば、年度によるばらつきは当然生じるものであると考える。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-1-11】音楽学部の志願状況と結果（2007～2023）

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

適正な入学者数を維持するため、柔軟に入試制度を改革するこれまでの姿勢を維持し、学生受入れに関する不断の努力を行っていく。特に、コロナ禍においては実施しなかった入試科目があるため、その影響を注視し、将来の入試制度の改善に反映させる必要がある。そのほか、専攻・専修ごとに課題曲を細やかに調整するなど個別の改革も随時行われているが、その適切性も検証していく。

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制として、教授会の下に「教務委員会」「学生生活委員会」「演奏芸術センター会議」という3つの組織を設けている【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】。「教務委員会」では、学科課程の編成や授業運営、教育内容・方法の改善と研究、学生の履修、試験、成績に関する事案、また障がいのある学生の修学支援の方策等について協議している。「学生生活委員会」では、円滑な学生生活を送るために必要な支援体制の整備や、課外活動の支援、奨学金等の経済的支援等について協議している。「演奏芸術センター会議」では、学生の学修成果発表の場である演奏会の企画・運営を行うほか、学生の学内外の演奏活動についても支援を行っている。

これらの委員会は教員及び担当事務局の管理職から構成されている。委員会で協議、決定した方策は、事務局の関係部署が中心となり教職協働で実行している。教員が、個人や少人数のレッスン及びゼミ等を通して把握した、学修や学生生活に問題のある学生の情報は、職員にも直ちに共有されるため、素早くきめ細かい対応を行うことが可能である。

また、入学前から、総合型選抜及び学校推薦型選抜等の早期合格者には「事前課題」や「特別授業」等を実施し、入学後の学修に向けてスムーズに移行できるよう支援している【資料 3-2-3】。

入学後のオリエンテーション期間には、全新生を対象とした、「基礎ゼミⅠ」を用意している。「基礎ゼミⅠ」は、大学の授業で必須となるレポートの作成方法や、コミュニケーション技術の基礎を教授するとともに、教員・在学生による演奏を直接鑑賞する機会を提

供することで、大学での学びに対する新入生の意識を高めることを目的としたものである。

「基礎ゼミⅠ」は専攻ごとにクラス分けされ、全てのクラスに専攻の教員と専攻以外の教員が配置されている。これにより、学生は自身の専攻外の教員からも指導を受け、教員は自身の専攻外の学生を知ることができるようになっている【資料 3-2-4】。

新年度のオリエンテーションでは、「新入生専攻別オリエンテーション」のほか、「履修相談室」「外国語履修相談室」「コース・カリキュラム履修説明会」「教職関係説明会」等を実施し、学生の履修計画や学修不安に対応するきめ細やかな指導及び助言を教員と職員が協働で行っている。

これらの学修支援体制は、「学生支援に関する方針」に基づき整備を行っている【資料 3-2-5】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】国立音楽大学二委員会規程

【資料 3-2-2】国立音楽大学演奏芸術センターに関する規程

【資料 3-2-3】国立音楽大学音楽学部 2024 総合型選抜（A 日程・B 日程・C 日程）募集要項 pp. 8-9

【資料 3-2-4】2024 年度国立音楽大学「基礎ゼミⅠ」スタディガイド

【資料 3-2-5】学生支援に関する方針

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA の活用

平成 19（2007）年度に「国立音楽大学ティーチング・アシスタント規程」を制定し、同年度後期から TA 制度による授業サポート（実技・実習・演習・講義等の補助業務）を始めた【資料 3-2-5】。TA は大学院生を対象とし、博士後期課程の学生は「教授法」、修士課程の学生は「指導法」を半期履修することを必須とし、適切な指導を受けたうえで、「大学院運営委員会」、教授会の承認を経て採用を決定している。TA は教員の教育活動を支援するとともに、自身の指導者としてのトレーニングを積むことができる。また、手当を支給することで経済支援の一助とする一方、担当できる授業数に上限を設けることで、TA 自身の研究、授業等に支障が生じないよう配慮している。

2) オフィスアワー制度

授業時間以外での学修支援体制として、全専任教員によるオフィスアワー制度を実施している。各教員のオフィスアワーの時間・場所等の一覧は新年度のオリエンテーションで全学生に配付し、学内 Portal【教職員】サイトでも周知している【資料 3-2-6】。また、非常勤教員については、授業の前後以外にも時間・場所を限定せず質問や相談をすることができるよう、電子メールアドレスを学内ポータルサイト「LiveCampus」で周知している。相談内容は「学習方法・計画」や「レッスン・授業」に関するものが多く、教員が学生と向き合う機会となっている。

3) 障がいのある学生への配慮

本学では、「障害学生支援に関する方針」及び「国立音楽大学障害学生修学支援規程」を定め、学務部を拠点として、授業担当教員、保健管理室、関係部署が緊密に連携しながら、障がいのある学生に対して適切な合理的配慮を行っている【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】。

障がい等があり特別な配慮を必要とする場合は、出願時に事前に相談するよう募集要項に記載している。入学後は、「学生台帳」や本人からの申し出をもとに、年度当初をはじめ、随時修学に際して必要な配慮を面談で確認している。配慮内容の決定にあたっては学生の意思を尊重しつつ、「合理的配慮申請書」（可能な範囲で障害者手帳や診断書等の写しを添付）を提出してもらい、配慮事項を定めたうえで適切な対応に努めている【資料 3-2-9】。

年度の初めの教授会において、学長から配慮事項を周知徹底するとともに、教務委員長から配慮を要する学生への修学支援について概要を説明し、全ての専任教員に情報を共有している。更に、教員一斉メールを使い、非常勤教員を含めたすべての教員に対して障がい者への配慮事項の周知を行っている。障がいのある学生が履修する授業を担当する教員に対しては、一人一人の障がいの状況や支援の内容等について教務課から個別に説明し、対応を依頼している。視覚障害のある学生に対しては、年に 2 回、教務課、学生支援課、管財課による合同の面談を実施し、どのような配慮が必要か、不足している設備がないか等について振り返る機会を設けている。保健管理室では平成 31（2019）年 4 月に教職員に向けて「コミュニケーションが苦手な学生の理解に向けて」と題したリーフレットを発行し、その後も発達障害やメンタルヘルスに関して理解を深めるための資料を定期的に配付している【資料 3-2-10】。同年 7 月には大人の発達障害をテーマとする教職員研修会「コミュニケーションが苦手な学生の理解に向けて」を実施し、学生への合理的配慮に役立つ理解や対応についての研修を行った【資料 3-2-11】。

4) 中途退学、休学及び留年への対応策

本学では単位取得数に一定の基準を設け、年度末の進級判定（教授会）において基準に満たない学生を「要注意」や「仮進級」として判定し、注意喚起する仕組みを取り入れている。要注意、仮進級となった学生に対しては、本人と保証人に文書により通知することで、本人には自覚を促し、保証人には学生への指導を依頼している。また、全ての留年者に対して年度末に個別に面談を実施し、状況把握や履修に関するアドバイスをを行っている。休学や退学を願い出た学生には、教務課管理職が必ず面談を行い、事情を確認している。必要に応じて学生支援課職員も加わり、経済的困難を抱える学生には奨学金を勧めるなど、修学の継続可能性について考える機会を提供し、安易に休学、退学を選択しないように努めている。

また、やむを得ず退学や学費未納等による除籍となった場合の救済策として、満 3 年以内であれば復学を願い出ることができる制度も整えている【資料 3-2-12】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-5】国立音楽大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 3-2-6】2024 年度オフィスアワー一覧表

【資料 3-2-7】障害学生支援に関する方針

【資料 3-2-8】 国立音楽大学障害学生修学支援規程

【資料 3-2-9】 合理的配慮申請書

【資料 3-2-10】 コミュニケーションが苦手な学生の理解に向けて（リーフレット）

【資料 3-2-11】 コミュニケーションが苦手な学生の理解に向けて（研修資料）

【資料 3-2-12】 国立音楽大学復学規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

個人レッスンや少人数授業を通じて教員が学生の状況を素早く理解することができる強みを生かして、学生支援体制を強化していく。

オフィスアワーについては、対面だけでなく電子メールやオンラインでの相談も可能であることを周知し、利用率の向上を目指す。利用状況や相談内容等の記録は、今後の学修支援に有効に活用していく。学生一人一人が直面するさまざまな問題や悩みの相談に対応し、学修支援を教職協働で行っていく。

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学における教育課程は、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を修得し、それらを総合的に活用することで、将来、社会的・職業的自立ができるよう編成されている。そして、その全体像が理解できるよう、1年生と3年生に「基礎ゼミ」を実施している。

1年生が受講する「基礎ゼミⅠ」は、「教員によるレクチャーコンサートや体験談による感動体験を出発点に、卒業後の進路を見据えた高い目標を意識し、高いモチベーションを持って授業に臨むこと」を授業目標の1つとし、室内楽やオーケストラなどの演奏、教員による各専修における学びの説明、進路に関する説明、先輩の話などで構成されている【資料 3-3-1】。

3年生が受講する「基礎ゼミⅡ」は、「基礎課程での学修成果を振り返るとともに、進路・キャリアに関する講義・レポート作成を通じて、専門課程での学修・卒業後の進路を見据えた高い目標を意識し、自らの課題の発見と解決に向けた考察を深める」ことを授業目標としている。卒業生による体験談、キャリア支援担当職員による実績に基づいた進路説明など、卒業に向けたより具体的、実践的な内容で構成されている【資料 3-3-2】。

3年生はまた、「将来の進路（キャリア）を見据え、専門性を更に高めたり、専門以外のスキルを磨いたりするためのプログラム（科目群）をまとめたコース制」を選択できる重要な年次である。学生は、意欲と能力に応じて学科・専攻・専修によらず、どのコースにも挑戦することが可能である。一部の専修やコース科目では、学外施設や企業と連携した

インターンシップのカリキュラムも組み込んでいる。入学前あるいは1、2年生までに将来の進路（キャリア）が明確になっている学生は、具体的な将来像を目標としながら、より踏み込んだ能動的な学習ができる【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】。

本学では多彩な教養科目を編成しており、その中には「音楽の仕事（音楽産業論）」、「お金とくらし（生涯生活設計）」、「仕事と人生（キャリア発達）」、「就職・結婚・子育て」など、音楽キャリアに直接的に関する科目も含まれている。「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」及びこれらの教養科目は、学生一人一人が自身の持つ音楽的資質・能力を社会でどのように活かし、貢献していくのかをさまざまな角度から検討する機会を提供し、学生の進路（キャリア）形成の大きな助けとなっている【資料 3-3-5】。

3-3-② キャリア支援体制の整備

教育課程外における社会的・職業的自立に関する支援として、学生支援課にキャリアカウンセラー3人を常駐（3人が週5日交替勤務）させ、専任職員2人とともに学生のキャリア支援に当たっている。学生からの相談に応じるほか、求人・就職・進学情報の収集と提供及びキャリアに関する説明会や体験型イベント、就職対策講座等の開催を行っている。キャリアに関する説明会などは、年間50回にのぼる【資料 3-3-6】。こうした取組みは、正規生だけでなく、科目履修生、卒業生にも対応している。

平成28（2016）年度からは、より精度の高い進路相談とするため、毎年6～7月に、3年生全員を対象に個別面談を実施している。その際、本学で作成し毎年度学生に配布している、就職に必要な事項を詳しく解説したガイドブック『Standby』を利用し、基本的な事項と流れを押さえながら学生一人一人の相談に応じている【資料 3-3-7】。この個別面談はまた、学生の意識調査やキャリアへの考え方の変化などを捉えることにも役立っている。

そのほかにも、「教職特別講座」（教員志望の3、4年生対象）、教職教養や専門教養の「集中講座」を実施している。公立学校教員採用試験対策については、「教職特別講座」と併せ、一次試験合格者を対象に、本番に備えた二次試験対策を行い、実績を上げている。また、学生から需要のある「保育士試験対策講座」も実施している。小学校教員免許状については、近隣に立地する明星大学と提携し、その取得ができる制度を敷いている。

更に、本学が設置する「演奏芸術センター」を活用した取組みも行っている。事前登録した学生は、本学主催公演に際し、受付や舞台などのスタッフとしてアルバイトを行うことができる。ここでは、「演奏芸術センター」職員が直接指導を行い、学生にとって公演運営の学習機会となっている。アルバイト終了後には学生の意見を汲み取り、指導の仕方や業務配置などの改善に役立っている。

教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する支援体制については、キャリア相談や講座などを通じて学生のニーズを常に把握し、それらを反映するよう努めている。また本学卒業生の社会的評価を確認し、その結果を支援体制に反映すべく、令和2（2020）年度から卒業生の就職先アンケートを実施している【資料 3-3-8】。このようなキャリア支援に関する事項は、「学生生活委員会」が中心となって審議している【資料 3-3-9】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、本学では教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立を確立できるようなキャリア支援体制を整備している。卒業生の就職先へのアンケートは、開始してから3年を経過し、それらのより効果的な活用方法を検討し、改善・向上を図っていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】2024 年度国立音楽大学「基礎ゼミⅠ」スタディガイド

【資料 3-3-2】2024 年度国立音楽大学「基礎ゼミⅡ」スタディガイド

【資料 3-3-3】本学公式 Web サイト 学びのシステム

【資料 3-3-4】本学公式 Web サイト 国立音楽大学の特色ある取り組み 選択科目（コース制）

【資料 3-3-5】教養科目（カリキュラム表）

【資料 3-3-6】2023 年度就職・キャリア支援イベントスケジュール

【資料 3-3-7】就職ガイドブック Standby [2025 年 3 月卒業予定者用]

【資料 3-3-8】卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査（集計結果／2023 年実施分）

【資料 3-3-9】国立音楽大学二委員会規程

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導の組織として「学生生活委員会」及び学生支援課を置き、適切に機能させている。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

「学生生活委員会」は、各運営会選出の教員及び学生支援課管理職で構成され、概ね月 1 回の頻度で会議を開催している。具体的な協議事項は学生の課外活動、学生生活、学生相談、奨学、健康維持、進路等に関する事項である【資料 3-4-1】。

また、「学生生活委員会」と密接に関連しながら、学生サービス、厚生補導業務を遂行する事務組織として、学生支援課を設置している。学生支援課にはキャリア支援担当と保健管理室を含み、学生の身上、学生生活、課外教育活動、健康管理、キャリア支援、学内施設等に関する事務を行っている。これらは「学生支援に関する方針」に基づいて整備している【資料 3-4-2】。

2) 課外活動支援

令和 6（2024）年度の課外教育活動公認団体（サークル）は、26 団体（音楽系 21 団体、体育系 2 団体、文化系 1 団体、その他 2 団体）である【資料 3-4-3】。それぞれの団体が規約を定め、専任の教員が顧問となっている。運営については「国立音楽大学学生公認団体に関する規程」に基づき、「学生生活委員会」の教員及び学生支援課担当職員の指導、助言のもと教職協働により適切に行われている【資料 3-4-4】。公認団体へは、規程に則って部室の貸与や助成金の給付などの支援を行っている。

公認団体はそれぞれ特徴ある活動を行っているが、中でも特筆すべき活動として、「芸術祭」、「七夕祭」、「MUSIC スペース」が挙げられる。

「芸術祭」は、学生主催の大学祭で、公認団体の 1 つである「芸術祭実行委員会」が中心となって開催されている。「学生生活委員会」と学生支援課では、「芸術祭実行委員会」の学生と、実施前から終了後の反省会まで密に連絡を取り、助言や指導等を行っている。

「七夕祭」は、公認団体である「七夕座」が中心となり開催している。令和 6（2024）年度で第 69 回を数える歴史あるイベントである。運営にあたって音楽文化教育学科の教員と学生支援課職員が支援している。

「MUSIC スペース」は、音楽を通して人とつながることをコンセプトに、音楽文化教育学科の学生が中心となり開催している。音楽教育専修と幼児音楽教育専攻の教員、「学生生活委員会」、学生支援課がこのイベントを全面的に支援している。

上記以外の公認団体や非公認団体が、学内外の演奏会出演や演奏ボランティア、小中高校での楽器指導等を通じて、地域・社会に根ざした活動を行っている。それらの活動に対してはスタジオや教室、練習室、楽器を貸出すなどの支援を行っている。

また本学後援会の支援を受けた課外活動や、本学教員が指導して開催する実技系クラスの発表会等に対しても、例年 80 件近くに助成金を交付し、その活動を支援している【資料 3-4-5】。

3) 健康相談、心的相談、生活相談

学生の身体面だけでなく、精神面の困難や悩みについても対応するため、保健管理室を設置している。専任職員の保健師 1 人が常駐し、健康面の相談や軽度な怪我等の応急処置を随時行っている。また、年 1 回、全学生を対象として定期健康診断を行い、検査項目に所見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。心理面では、精神科医 1 人と臨床心理士 2 人の専門スタッフが学生の悩み等に関するカウンセリングを担当している【資料 3-4-6】。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2（2020）年よりオンラインによる相談も開始した。

ハラスメント対策としては、平成 14（2002）年に「学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメント防止のために教員・職員及び学生・生徒・保護者等が認識すべき事項についての指針」「学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、問題発生時には速やかに解決にあたることのできる体制を整えている【資料 3-4-7】【資料 3-4-8】。学生生活の小冊子「Campus」にハラスメントに関するページを設けるとともに、ハラスメント防止のためのパンフレットを作成し、毎年、全学生に配付し周知している【資料 3-4-9】。

上記以外の学生生活支援として、令和2（2020）年度に、食育の観点から「くにおんごはんステートメント」を制定し、学生食堂では栄養バランスを考えたメニューの充実、品質の改善、メニュー表示や提供方法の改善に取り組んだ【資料3-4-10】。

4) 奨学金など学生に対する経済的な支援

本学は令和2（2020）年4月より開始された高等教育修学支援新制度の対象校である。また、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金や、民間・地方公共団体奨学金のほか、本学独自の奨学金制度を多く設けている。極めて優れた演奏能力を持つ学生に学費を給付する「特別給費奨学金」、国内外の講習会や研修に参加する経費を給付する「国内外研修奨学金」、学外のコンクール等で高い評価を得た学生に対する「国内外研修奨学金（特別研修給付）」など、返還不要の給付型奨学金制度を多数用意し、学生の学ぶ意欲に応えている。併せて、経済的理由により学生が就学を諦めることがないよう「国立音楽大学奨学金」をはじめとする無利子貸与の奨学金制度も設けている。貸与奨学金は卒業時の成績が特に優秀な学生には返還免除を行っている【資料3-4-11】。

令和2（2020）年度は、文部科学省が創設した「学びの継続のための学生支援緊急給付金」について周知・募集を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい状況にある学生へこれを支給した。本学の対応としては、全学生に「緊急支援奨学金」として10万円を給付したほか、「国立音楽大学新型コロナウイルス感染拡大による家計急変学生への就学支援に関する規程」を新たに整備し、学生1人につき20万円の学費減免を毎年行っていたが、令和5（2023）年度をもって申請募集を停止している【資料3-4-12】【資料3-4-13】。

これら奨学金についての情報は、入学時のオリエンテーションで紹介するほか、学生へ配付する小冊子「Campus」への記載、ポータルサイトや掲示物、学内放送等により周知している。更に、申請を希望する学生を対象に学内説明会を実施し、また学生支援課では随時相談に応じている。

経済的理由で期限までに学費の納入が困難な学生については、個々に事情を確認し延納を認めている。

大学院生への経済的支援として「国立音楽大学大学院奨学金」を設け、博士後期課程入学時の給付希望者に奨学金として50万円、修士課程の入学時申請者のうち、特段優秀な者に、2年間、100万円の給付（授業履修費振替）を行っている【資料3-4-14】。また、令和4（2022）年度より「国立音楽大学大学院学費減免規程」を制定し、単年採用で20万円の学費減免を実施【資料3-4-15】、更に令和5（2023）年度からは、「国立音楽大学大学院私費外国人留学生学費減免規程」を新設し、経済的理由により修学が困難な大学院私費留学生を対象に、単年採用で20万円の学費減免を実施している【資料3-4-16】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料3-4-1】国立音楽大学二委員会規程

【資料3-4-2】学生支援に関する方針

【資料3-4-3】公認団体一覧（2024年3月現在）

【資料3-4-4】国立音楽大学学生公認団体に関する規程

【資料 3-4-5】 2023 年度諸活動助成金

【資料 3-4-6】 2023 年度学生相談のご案内（リーフレット）

【資料 3-4-7】 学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメント防止のために教員・職員及び学生・生徒・保護者等が認識すべき事項についての指針

【資料 3-4-8】 学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 3-4-9】 ストップ・ザ・ハラスメント（リーフレット）

【資料 3-4-10】 本学公式 Web サイト キャンパス整備について 7 号館（食堂、学生ホール等）の整備及び食堂サービスの一新

【資料 3-4-11】 奨学金

【資料 3-4-12】 国立音楽大学新型コロナウイルス感染拡大による家計急変学生への修学支援に関する規程

【資料 3-4-13】 本学公式 Web サイト 国による「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の申請について

【資料 3-4-14】 国立音楽大学大学院奨学金規程

【資料 3-4-15】 国立音楽大学大学院学費減免規程

【資料 3-4-16】 国立音楽大学大学院私費外国人留学生学費減免規程

（3）3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生の健康を守り、経済面の支援と学びの環境の整備に努めていく。

また、コロナ禍においてリモートと対面を併用して授業を進めてきたが、精神的に負担を感じる学生も少なくなかった。令和 4（2022）年度には全面的に対面授業を復活させたが、2 年ぶりの対面授業にストレスを感じる学生も生じており、これらの学生に対してより細やかな対応が必要である。保健管理室、臨床心理士との連携を密にし、学生との対話、満足度調査などを参考にしながら、「学生生活委員会」、学生支援課を中心に、本学全体で向き合い取り組んでいく。

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1) 校地・施設

校地は東京都立川市にあり、校地面積は 21 万 3,542 m²、現在の校舎面積は 71,716 m²で、大学設置基準上必要な校地面積（15,200 m²）、校舎面積（12,627 m²）を大きく上回ってい

る。最寄り駅は西武拝島線及び多摩モノレールの玉川上水駅で、キャンパスは駅より徒歩約 7 分の場所にある。玉川上水駅から立川駅までは多摩モノレールで約 10 分、高田馬場駅までは西武新宿線で約 35 分（急行利用）となっており、都心からもアクセスしやすい立地である。

キャンパスには、主に演奏及び実技系授業のための専用校舎として新 1 号館と 6 号館を、主に教室棟として 2 号館と 3 号館を、附属図書館・楽器学資料館などの附属施設として 4 号館を、教室・研究室棟（教員研究室）として 5 号館を、食堂、売店、学生のための会議室等を配した 7 号館を配置している。

1. 講堂

演奏発表の場として、大小 2 つのホールを持つ講堂がある。大ホール内にはパイプオルガン（グランドコンサートオルガン）を設置している。客席数は 1,290 席で、フルオーケストラ、合唱、オペラ等の上演や、入学式・卒業式などの式典のほか、市民向けのファミリー・コンサート等にも使用している。小ホールの客席数は 500 席で、ソロやアンサンブルの演奏会のほか、公開レッスンや講演などに使用している【資料 3-5-1】。

2. 演習室、練習室、自習室

a) スタジオ

新 1 号館にはオーケストラ、合唱、オペラのためのスタジオが 3 つあり、いずれも十分な広さと、それぞれの特徴に応じたハイグレードな音響環境を備えており、規模の大きなアンサンブルでの学修が可能である。館内には、各スタジオでの演奏等の録音とモニタリング、ミックスダウンのためのシステムが組まれたコントロール・ルームも備わっている。また、6 号館東棟（「メディアセンター」）にも 4 つのスタジオがあり、演奏のほか PA (Public Address) や録音の授業にも使用している。

b) アンサンブル室・レッスン室

本学が重点的に取り組んでいる「アンサンブル教育」を体現する場として造られた新 1 号館には、前述のスタジオに加え、広さの異なるアンサンブル室が 9 室と、グランドピアノを 2 台並列に配置しても余裕があるほどの広さを持つレッスン室が 108 室ある。いずれも楽器を問わず使用可能な音響設計と設備が施されている。

c) ML (Music Laboratory) 教室

ML は 4 教室あり、演奏はもとより編曲、録音、外部メディアの出入力など多くの機能を持つ電子ピアノを設置している。個人指導から学生数人でのアンサンブルレッスンまで可能で、教室全体が 1 つのシステムとなっている。基礎科目はもちろん、高度な専門科目の授業でも広く活用している。

d) PC 教室等

PC 教室には Windows のみならず音楽の現場で多く使われている Mac の PC も同数設置し、それぞれの PC には鍵盤（キーボード）と音質の良いスピーカーを備えている。また、主に

コンピュータ音楽専修の学生が学修するのに必要な各種情報機器と最新のソフトウェアを配備した教室やスタジオもあり、実践的で高度な学びの環境を整えている。

e) レファレンスルーム

「メディアセンター」にはPCとインターネットを利用したさまざまなコンテンツ制作、画像編集、デジタル波形編集ソフトを用いたCD-R制作、プレゼンテーション資料制作等が可能なレファレンスルームを備えている。専門のスタッフが常駐しており、学生がいつでも操作サポートを受けられる体制を整え、ICT（情報通信技術）教育を支援している。

f) S.P.C.（統合練習館）

自習施設としては、「統合練習館 S.P.C. (Student Personnel-Service Center)」を設置している。ピアノ練習室 71 室、電子オルガン室 4 室、ピアノデュオ室 3 室、アンサンブル室 3 室、和室（三弄筵）から構成されている。平日、土日祝日とも利用可能であり、ピアノだけでなく歌や楽器の練習も行うことができる【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】。令和 3 (2021) 年度からはインターネットを介した練習室予約システムを導入し、24 時間、学外からでも予約ができるようになった。

g) 既存教室等の用途変更

授業科目の新設や学生数の変化に伴い、教室等の用途変更や改修を柔軟に行って、学生のための環境整備に努めている。近年では、3 号館の旧オペラスタジオをミュージカル・コース専用演習室に改修した。また、学科教室を金管楽器自由練習室に、旧学生食堂を防音設備が施された弦・管打楽器個人練習ブース及び木管楽器用自由練習室に改修した。

そのほか、公認サークルのためのサークル棟、体育館、運動場、駐車場、駐輪場といった学生生活に必要な施設を設置している。学内のレッスン室やスタジオなどの施設は、施設ごとに定められた使用規定に基づき運用しており、自習や課外活動でも使用可能となっている【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】。

3. 楽器学資料館

楽器学資料館は、大学 4 号館の 1 階に位置し、展示室（床面積 442 m²）、収蔵庫、工房、スタジオ、事務室を完備する施設である。世界各地の楽器を系統的に収集・展示するとともに、楽器に関する調査、研究、目録・資料集の作成や、楽器の修復も行っている。

所蔵資料は、楽器 2,575 点、楽器計測資料（楽器計測図・音響分析グラフ等）約 100 点、写真資料約 2,100 点、楽器博物館資料（所蔵目録・カタログ等各博物館出版物）約 700 点である。展示室の公開日は、原則として授業開講期間中の水曜日（9:00～16:30）であるが、学生や教職員は、公開日以外にも特定の楽器の見学や試奏、授業のための利用が可能である【資料 3-5-6】。

館内の展示室は、常設展示エリアと企画展示エリアに分かれ、常設展示エリアでは 19 世紀のフォルテピアノ、ハープシコード、クラヴィコードなどの鍵盤楽器のほか、世界各地の民族楽器を展示している。企画展示エリアでは、前期と後期で展示を入れ替え、さまざ

まなテーマの企画展示を行っている。常設展示エリアでは、楽器分類法に沿った展示がなされ、異なる地域・民族が用いる、一見関わりが見えにくい同類楽器を、明確に理解できる工夫がなされている。展示資料の中には、見るだけでなく、実際に音を出すことのできる楽器が週ごとに用意され、1 年を通じてさまざまな楽器演奏体験が可能である。展示室の視聴覚スペースでは、常設のタブレット端末を使用し、展示資料のデジタルキャプションの閲覧や、所蔵楽器を利用したレクチャーコンサート及びワークショップの記録映像の視聴ができる。

展示室のほかに写真撮影用のスタジオを備え、学芸員課程の撮影実習も可能となっている。展示室は、楽器保全のため手荷物は持ち込み不可であるため、ロッカー（約 40 個）を設備している。館内は、年間を通じて温湿度を管理し、虫菌害から楽器を保全している。楽器学資料館所蔵の資料は本学の教育研究活動での使用のみならず、学外からの依頼により、貸出し協力をする場合もある。資料は、年代や地域に偏りなく収集し、歴史的な楽器はオリジナルが持つ資料価値を尊重した丁寧な修復を心掛け、レプリカを製作している。これにより、音を出すことが憚られる状態の歴史的楽器についても、演奏体験を可能とする試みを行っている。

授業期間中の水曜と金曜日の昼休みに「楽器の 10 分講座」を行っている。これは、学芸員が世界各地のさまざまな楽器についてわかりやすく解説するもので、学生の知識や教養の充足を図っている【資料 3-5-7】。また、コロナ禍においては、この講座を映像化してオンライン配信を行い、自宅学習でも役立てられるようにした。更に、教職課程の担当教員と連携して、教職課程において重視されている楽器について学べる機会を設けるなど、常に授業に協力、連携する形で楽器の教育的活用を図っている。このほか、学芸員課程の授業に関しては、他大学からの実習も受入れている。

イベントとしては、楽器学資料館ならではの視点によるテーマ（歴史的楽器、楽器製作・保全、世界各地の音楽文化など）で、専門の演奏家によるレクチャーコンサートやワークショップを定期的に企画・発信している。また、数年単位でプロジェクトを発足し、目的とテーマに沿った集中的な活動を行っている。これまでに、弦楽器、ピアノ、楽器メディアなどのプロジェクトを行っており、直近では、令和 2（2020）年から令和 4（2022）年まで「ピアノ音響プロジェクト」が実施された【資料 3-5-8】。令和 5（2023）年からは「楽器の情報可視化プロジェクト」を実施している。

2) 学生のための福利厚生施設・設備

前述のとおり、学生のための主な福利厚生施設・設備が集約された 7 号館は、平成 31（2019）年に使用を開始した。食堂は、校内在留が可能な時間帯は常に利用することができる。食事の提供については業者に委託している。食堂内にはピアノを備えたステージ、野外テラスを含む座席が 614 席、スマートフォンなどのバッテリーをチャージできる充電用コンセントが 148 口設けられており、学生の憩いの場として多目的な利用が可能なスペースとなっている。また、コンビニエンスストアの商品構成に準じた売店、コピー室、学生用の会議室を設置している。更に、7 号館の一部は宮地楽器国立音楽大学店となっており、楽譜や音楽関連消耗品等の販売、ピアノ運搬や調律、楽器修理の受け付けも行っている。

3) 女子寮

本学敷地内（西武拝島線線路南側）に女子学生専用の寮「銀杏寮」を設置している。定員 4 人の部屋が 30 室あり、寮監が常駐し寮生のサポートを行っている。冷暖房完備で、食堂やピアノ練習用個人ボックスを併設しており、練習環境も充実している。また居室・各階共用部・ピアノ練習用個人ボックスではインターネット接続環境を整えている。

なお、この寮は令和 7（2025）年 3 月末をもって閉寮することを決定している。これはコロナ禍で集団生活によるリスクが顕在化したことや、4 人で一部屋を共有する形態が支持されなくなってきたことなどの理由による。閉寮にあたり、入学前の受験生に対して「大学案内」等で周知するとともに、近隣のアパート等を紹介するなどの対応を行っている。

4) 施設・設備等の管理運営

施設・設備の諸課題については、理事長、担当理事、部長級管理職を中心に必要に応じて検討したうえで、「経営戦略会議」や「理事運営会議」の審議を経て、理事会で決定をしている。

中長期修繕計画は、管財課により策定される。年度ごとに各部署の要望とともに施設予算計画をまとめ、「施設予算検討会議」で審議し、理事会の承認により進めている。

また、「学校法人国立音楽大学エネルギー管理規程」により、法人全体における CO2 排出量の年平均 1%の削減に努力している。更に、アクションプラン「くにおん・エコ」を掲げて、環境問題にも積極的に取り組んでいる【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】。

建物、電気・水道・ガス設備、空調設備、消防・防災設備、教室設備、清掃、緑地管理等、施設・設備等の日常的な管理は、関係法令を遵守し適正に行っている。電気主任技術者を置き、専任職員と委託業者により日常的な運転管理・保守点検を行っている。水道水の水質検査、空気環境測定、受水槽・排水槽の点検、空調設備の運転管理など、施設設備の維持管理のための作業も日常的に行っている。学内の 11 基のエレベーターは、業者による定期的な保守点検を行うとともに、管理会社が稼働状況を 24 時間監視するシステムを導入しており、故障時のトラブルを最小限に防ぐための対策を講じている。

衛生面についても関係法令を遵守し、食堂の衛生管理、給排水・雑排水の管理、有害動物・昆虫の駆除、樹木消毒・保全等の日常的な管理について、専任職員と委託業者によりさまざまな配慮を行っている。令和 2（2020）年からのコロナ禍においては、パーティション、消毒液、検温器を迅速に手配し学内の必要な箇所に配置したほか、ピアノ、ドアノブなどをこまめに消毒作業したり、教室や食堂の椅子を間引いたりするなどの対策を講じた。令和 6（2024）年現在では、食堂のパーティションは撤去、椅子の間引きも終了し、概ねコロナ禍前の状況に戻っている。清掃は業者に委託し、各教室では毎日早朝から授業開始の 9 時までの間に一斉に行い、衛生的な教育環境の維持に努めている。清掃の際には、ガラス等の劣化や破損、蛍光灯の球切れ等、設備や備品のチェックも併せて行い、不備がある場合は速やかに修繕を手配している。

5) 視聴覚機器・楽器等の管理・運用

音楽大学の授業科目には、マルチメディアや視聴覚機器の活用が不可欠なものが多く、

ほぼ全ての学科教室に AV 機器、拡声機器、光学機器等の視聴覚機器を配置している【資料 3-5-11】。こうした学内の各教室の視聴覚機器は「メディアセンター」が管理している。

「メディアセンター」では、学事、大学主催の演奏会、公開レッスン、基礎ゼミ、教職員研修会等を音声又は映像で記録し保存しており、その出演者には希望に応じてコピーを作成するサービスを行うなど、学内の教育研究におけるメディア面での補完的業務を担っている【資料 3-5-12】。

本学の特徴として、ほぼ全ての教室等にピアノを設置している。その数は、グランドピアノ 300 台（外国製ピアノ 27 台を含む）、アップライトピアノ 137 台の合計 437 台である。また、電子ピアノ、電子オルガン、チェンバロ、パイプオルガン、ポジティブオルガン、電子チェンバロ合わせて 79 台も各所に設置している。これら鍵盤楽器の維持・管理（調律・修理）は、専門部署である音楽資料課（楽器室）が所管しており、楽器メーカーと年間委託契約を結んでいる。このほかにも多数の楽器を所有しており、演奏会や授業で必要な場合は、同課が学生や教員に貸出しを行っている。貸与可能な楽器等の数は 2,800 点強で、国内有数の楽器も含んでおり、外部の楽団等からの貸与希望にも対応している。

6) インターネット環境

教育研究並びに学生の大学生活に不可欠なインターネット環境の整備について企画・検討するため、関係各部の職員から構成された「ICT 推進委員会」を設置し、「メディアセンター」とともに計画、管理、運営にあたっている【資料 3-5-12】。

全学生、教職員にはアカウント及びメールアドレスが付与され、Web メールの利用、学内 LAN からのインターネットへの接続、学務システムへのログイン等が可能となっている【資料 3-5-13】。また、令和 2（2020）年からはコロナ禍を受け、レッスン室を含むほぼ全ての教室で Wi-Fi が利用できるよう通信設備を増設し、またオンライン会議システムを導入するなど、オンライン授業の環境整備を行った。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-1】 本学公式 Web サイト 演奏会・イベントカレンダー

【資料 3-5-2】 国立音楽大学 S.P.C. 管理規程

【資料 3-5-3】 国立音楽大学 S.P.C. 使用規則

【資料 3-5-4】 国立音楽大学新 1 号館使用規則

【資料 3-5-5】 国立音楽大学課外活動の学内施設等使用に関する規程

【資料 3-5-6】 楽器学資料館公式 Web サイト 利用者別案内

【資料 3-5-7】 楽器学資料館公式 Web サイト イベント 楽器の 10 分講座

【資料 3-5-8】 楽器学資料館公式 Web サイト 公開講座

【資料 3-5-9】 学校法人国立音楽大学エネルギー管理規程

【資料 3-5-10】 本学公式 Web サイト 環境への取り組み

【資料 3-5-11】 各教室に常設されている楽器と視聴覚機器

【資料 3-5-12】 国立音楽大学メディアセンターに関する規程

【資料 3-5-13】 メールアドレス、学内 LAN 認証 ID のお知らせ

3-5-② 図書館の有効活用

附属図書館は、サービス・スペース、事務スペース及び書庫スペース、合わせて 4,221.36 m²の広さを持つ施設で、大学 4 号館の 2 階から 4 階に位置する。メインカウンター、ライブラリー・ホール、スタディールームを持つ総合フロアの 2 階、参考図書の並ぶレファレンスフロアの 3 階、視聴のための設備を備えた AV フロアの 4 階の 3 フロアで構成されている。

資料数は、図書 15 万 3,489 点、楽譜 15 万 2,052 点、視聴覚資料 77,703 点、マイクロ資料 10,804 点、雑誌 2,654 タイトル、紀要 1,091 タイトルで、楽譜の所蔵点数は国内随一である。所蔵資料のジャンルは、西洋音楽をはじめ、邦楽、民族音楽、音楽教育など幅広い。19～20 世紀に出版された楽譜コレクション、江戸～明治時代の邦楽・錦絵コレクション（竹内道敬文庫）など貴重な資料も所蔵している【資料 3-5-13】。貴重資料のデジタル化、アーカイブでの公開も進めている。

館内は、利用者の安心・安全への配慮から、書架を低くして見通しを良くするとともに、全体的に明るい照明とデザインを採用している。座席数は 3 フロアの合計が 213 席で、窓際を中心に配置された個人学習席、グループ学習やガイダンスに対応できるグループ席など多様な座席を備えている。

メインフロアの開架棚には、和雑誌、洋雑誌、実用書（キャリア、レポート作成、著作権、資格取得、留学関連書籍等）、シラバス記載の推薦本等を配置し、学生が目的に合わせた資料にアクセスしやすいよう工夫している。実用書や文学書については、更に利便性を高めるべく、令和 3（2021）年度に「LibrariE（ライブラリエ）」という電子図書のシステムを導入した【資料 3-5-14】。また、「Henle Library」、「nkoda」の 2 つのデジタル楽譜サービスを日本で初めて導入し、学外からも、いつでも閲覧できるようにすることで、学生の演奏活動と学修に貢献している【資料 3-5-15】。館内には、学生が自由に利用できる PC のほか、オンライン・データベースや配信サービス用 PC、OPAC（オンライン蔵書目録検索システム）端末用 PC を配置している。AV フロアには、個人視聴卓のほか、複数人で音を出して鑑賞できる視聴室を 4 部屋設置している。うち 1 つは、授業やイベントにも使える定員 20 人の完全防音の部屋で、サラウンドスピーカーを配置することで高い音質を実現している。また、レコードから配信まで多様な媒体の視聴が可能である【資料 3-5-16】。

令和 3（2021）年 12 月より附属図書館アカウントでの X（旧 Twitter）の発信を開始した。開閉館案内、資料やデータベースの使い方、イベントのお知らせ等の発信を行っている。附属図書館が主催するイベントとして、授業と連携して資料の活用法をレクチャーするガイダンス、大学のイベントや授業と連携した企画展示や貴重資料の紹介展示（ロビーやエレベーターホールにて）など、多様な活動を実施し、学生の学修・研究に寄与している【資料 3-5-17】【資料 3-5-18】【資料 3-5-19】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-13】 Library Data 2022 図書館所蔵資料数

【資料 3-5-14】 ぱるらんど 313 号（電子ブックサービス導入記事）p. 8

【資料 3-5-15】 ぱるらんど 314 号（デジタル楽譜導入記事）p. 7

【資料 3-5-16】 図書館ガイド

【資料 3-5-17】 Library Data 2022 ガイダンス・展示

【資料 3-5-18】 附属図書館公式 Web サイト 展示・イベント

【資料 3-5-19】 国立音楽大学附属図書館規則

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

視覚障害のある学生のために、点字ブロック及び手すりの点字テープ（階数案内など）を整備している。更に障害者用トイレやエレベーターを新たに設置するなど、敷地内全体のバリアフリー化を推進している。学務部では支援・配慮が必要な学生と面談を行う際には、施設・設備に関する聞き取り調査も行っており、バリアフリー化にはその調査結果も反映させている。なお、耐震改修工事は計画的に実行され、全ての建物の耐震化が完了している【資料 3-5-20】。また、警備業務を業者に委託し、警備員を 24 時間常駐させている。機械警備や監視カメラも活用し、キャンパスの安全性を可能な限り高める努力を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-20】 本学公式 Web サイト 校舎等の耐震化率

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

稼働率の低くなった教室等は、今後も学生のためのスペースに転用したり、机や椅子が固定されている教室を改修して多目的化したりするなど、学生の学修環境の更なる充実のために、現状に則した施設、設備の利活用を行っていく。

【基準 3 の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定し、本学公式 Web サイトほかで広く公表、周知したうえで、多様な入試方法を工夫して実施している。

学修支援については、「教務委員会」、「学生生活委員会」等、学内の各種関係委員会で、職員を正式委員にすることで教職協働の運営体制をとり、適切に実施している。また、本学では個人レッスンや少人数授業が多いため、学生が日常的に教員に相談等を行うことができる環境にある。

キャリア支援については、教育課程内外を通じて、多彩なプログラムが充実しているほか、キャリアカウンセラーが常駐し、個別面談、エントリーシートの添削や面接指導を実施するなど、学生一人一人に寄り添った支援体制を整えている。

学生サービスについては、奨学金などの経済的支援、課外活動への支援、心身の健康管理などに関する学生相談等を通じて、適切に行っている。なお、令和 2（2020）年度より、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、従来の対面に加え、オンラインや電話による臨床心理士の学生相談、キャリアカウンセラーのキャリア面談の体制を整備した。

本学の校地、校舎は大学設置基準上必要な面積を大きく上回り、耐震基準やバリアフリーを含め、適切に整備されている。また附属図書館、楽器学資料館等の施設も充実し、学修環境は十分に整備されている。

以上のことから、基準3「学生」を満たしていると判断する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、基本的理念のもとに定められた教育目的を踏まえ、学生が卒業までに身につけるべき資質と能力に関する具体的指針としてディプロマ・ポリシーを策定し、学生及び教職員に対して「学生便覧」や「教員ガイド」などを通じて周知している【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】。また広く社会に向け、本学公式 Web サイト、オープンキャンパスなどのイベントを通じ、周知を図っている【資料 4-1-3】。

本学のディプロマ・ポリシーは、平成 28（2016）年度に設置した「教育課程検討プロジェクト」にて協議し、改定を行った。その後、令和 4（2022）年 7 月には「大学教育研究協議会」が中心となり、音楽学部のディプロマ・ポリシーについて学科・専攻・専修ごとの特長を踏まえた見直しを行った【資料 4-1-4】。これにより、各カリキュラムに則したディプロマ・ポリシーに改定し、より明確な方針の下で、教育目的に沿った人材の育成を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】2024 年度学生便覧 表紙裏

【資料 4-1-2】2024 年度大学院学生便覧 表紙裏

【資料 4-1-3】本学公式 Web サイト 目的・3 つの方針・学修成果の評価の方針・自己点検評価の方針

【資料 4-1-4】国立音楽大学大学教育研究協議会規程

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1) 単位認定基準

本学では、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連を示したうえで「授業目標」と「成績評価の方法」を明示し、その到達目標を達成したか否かを単位認定基準としている。到達目標の達成度の判定方法は科目により異なるが、基本的には定期試験や授業内試験、レポートなどで判定する。学部は「国立音楽大学学則」第 4 章「履修方法及び課程修了の認定」、大学院は「国立音楽大学大学院規則」第 5 章「課程修了の要件」の定めに基づいて単位を与えている【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。

成績評価及び単位の認定に関する基準は以下のとおりである。なお、単位取得に必要な出席日数は、科目ごとにその授業時間数の 3 分の 2 以上としている【資料 4-1-7】。

《成績評価及び単位の認定》

判 定		評価基準	単 位	GP
AA	合格（秀にあたる）	100～90 点	認定する	4
A	合格（優にあたる）	89～80 点	認定する	3
B	合格（良にあたる）	79～70 点	認定する	2
C	合格（可にあたる）	69～60 点	認定する	1
D	不合格（不可）	59～ 0 点	認定しない	0
合格	履修の成果が本学所定の基準以上であることを示す		認定する	—
欠席	試験日に欠席又はレポート未提出であることを示す		認定しない	0
失格	出席日数が規定数に足りないことを示す		認定しない	0

また、各科目の GP (Grade Point) にその科目の単位数を乗じた数の合計を、履修登録した科目の総単位数で割り、GPA (Grade Point Average) を算出している。GPA による成績評価は、進級時や学生の学習指導、履修単位の上限設定、奨学金審査などにおいて参照・活用している【資料 4-1-8】。

2) 進級基準

本学ではこれまで留年基準を明示し、これらに該当しないことを進級基準としてきたが、令和 5（2023）年度に見直しをし、令和 6（2024）年度より以下の進級基準を設定し、学生便覧にも明示している【資料 4-1-9】。

《進級基準》

- ・当該年度の卒業要件単位の修得単位数が 1 単位以上の者
- ・各学年次終了時、通算在学年数が規定年数を満たす者
- ・2 年次終了時に、基礎科目修得単位合計が 17 単位以上の者。ただし、作曲専修及びコンピュータ音楽専修は基礎科目修得単位合計が 15 単位以上の者
- ・2 年次終了時に、累積 GPA が 0.5 以上の者。ただし、過年度履修者は GPA による進級基準の対象外とする。
- ・3 年次終了時、1～3 年次の卒業要件単位の修得単位合計が 80 単位以上の者

3) 卒業認定基準

4 年以上在学し、卒業に要する各学年の科目・単位を満たすことを卒業認定基準とする。本学の卒業に必要な単位数は、以下のとおり学科・専攻・専修によって異なる。これら所定の単位を修得した学生は卒業が認定され、学位記の交付とともに、学士（音楽）の学位が与えられる【資料 4-1-9】。

《卒業要件単位数》

区分	演奏・創作学科						音楽文化教育学科			
	声楽	鍵盤楽器	弦管打楽器	ジャズ	作曲	コンピュータ音楽	音楽教育	音楽療法	音楽情報	幼児音楽教育
必修科目	60	56	56	56	48	58	42	50	46	58
選択科目	16	20	20	20	32	20	34	26	30	18
基礎科目	28	28	28	28	24	26	28	28	28	28
教養科目	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
合 計	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124

4) 修了認定基準

大学院については、「修士課程修了審査の方法と基準」及び「博士後期課程学位申請について」において、両修了認定に向けた審査方法と審査基準について明記している【資料 4-1-10】。

単位認定基準、進級基準（留年基準）、卒業認定基準、修了認定基準は、「学生便覧」、「大学院学生便覧」のほか、本学公式 Web サイトにおいて周知を図っている。

上記のとおり、単位認定基準、進級基準（留年基準）、卒業認定基準、修了認定基準を明確に定め、厳正に運用している。成績評価については、各教員がシラバスに記載した成績評価の方法に基づき点数化したうえで、成績評価基準に照らして判定し、単位認定している。進級認定、卒業認定については、教務課で作成した判定資料を用いて、「教務委員会」で審議したうえで、教授会で議決し、学長が決定している。大学院については、進級判定、修了認定を「大学院運営委員会」で審議したうえで、「大学院委員会」で議決し、学長が決定している【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-5】 国立音楽大学学則

【資料 4-1-6】 国立音楽大学大学院規則

【資料 4-1-7】 2024 年度学生便覧 p. 103、109

【資料 4-1-8】 2024 年度学生便覧 pp. 110-111

【資料 4-1-9】 国立音楽大学音楽学部履修規程

【資料 4-1-10】 2024 年度大学院学生便覧 p. 34、pp. 40-42

【資料 4-1-11】 国立音楽大学学位規則

【資料 4-1-12】 国立音楽大学二委員会規程

【資料 4-1-13】 国立音楽大学教授会規程

【資料 4-1-14】 国立音楽大学大学院運営委員会規程

【資料 4-1-15】 国立音楽大学大学院委員会規則

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定、周知し、その厳正な適用を行うことで、単位認定、進級認定、卒業認定、修了認定を行っている。今後もこの運用方針を維持しつつ、併せてディプロマ・ポリシーの達成度を図るために「アセスメント・ポリシー」に則った PDCA サイクルを構築し、改善への取組みを強化していく。

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成する資質・能力を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、「学生便覧」、「大学院学生便覧」、「教員ガイド」、「大学案内」、本学公式 Web サイトで周知している【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】。本学のカリキュラム・ポリシーは、平成 28（2016）年度に設置した「教育課程検討プロジェクト」にて協議し、改定を行った。その後、令和 5（2023）年 1 月にも「大学教育研究協議会」が中心となり、従来の音楽学部のカリキュラム・ポリシーを具体化するための改定を行った【資料 4-2-4】。これにより、ディプロマ・ポリシーの達成のためにどのような教育課程を編成・実施するのが、より明確になった。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】 2024 年度学生便覧 表紙裏、p. 1

【資料 4-2-2】 2024 年度大学院学生便覧 表紙裏

【資料 4-2-3】 本学公式 Web サイト 目的・3 つの方針・学修成果の評価の方針・自己点検評価の方針

【資料 4-2-4】 国立音楽大学大学教育研究協議会規程

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するために必要となる専門技能・能力及び音楽性・人間性の育成を基盤として策定されている。専

門である音楽の技能・能力を高め、また自由、自主、自律の精神と良識を備えた音楽家、教育家を育成し、国内外の音楽文化・芸術の発展に寄与するという基本的理念に則ったカリキュラム・ポリシーとなっており、同理念のもとで策定したディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれている。

ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、カリキュラム・ポリシーでは1、2年次を「基礎課程」、3、4年次を「専門課程」と位置付け、基礎課程で専攻の基礎を学ぶとともに「基礎科目」を置いて実践的技能と知識に関わる基本を身につけ、専門課程で下表に示した専攻・専修ごとの専門科目等の学びを深め、コース制も置く。また、教養科目と「共通選択科目」を置いて、専門教育と有機的に連携した幅広く多彩な知識を身につけることができるシステムとなっている。

《学科・専攻・専修一覧》

演奏・創作学科	音楽文化教育学科	
	音楽文化教育専攻	幼児音楽教育専攻
声楽専修	音楽教育専修	
鍵盤楽器専修	音楽療法専修	
弦管打楽器専修	音楽情報専修	
ジャズ専修		
作曲専修		
コンピュータ音楽専修		

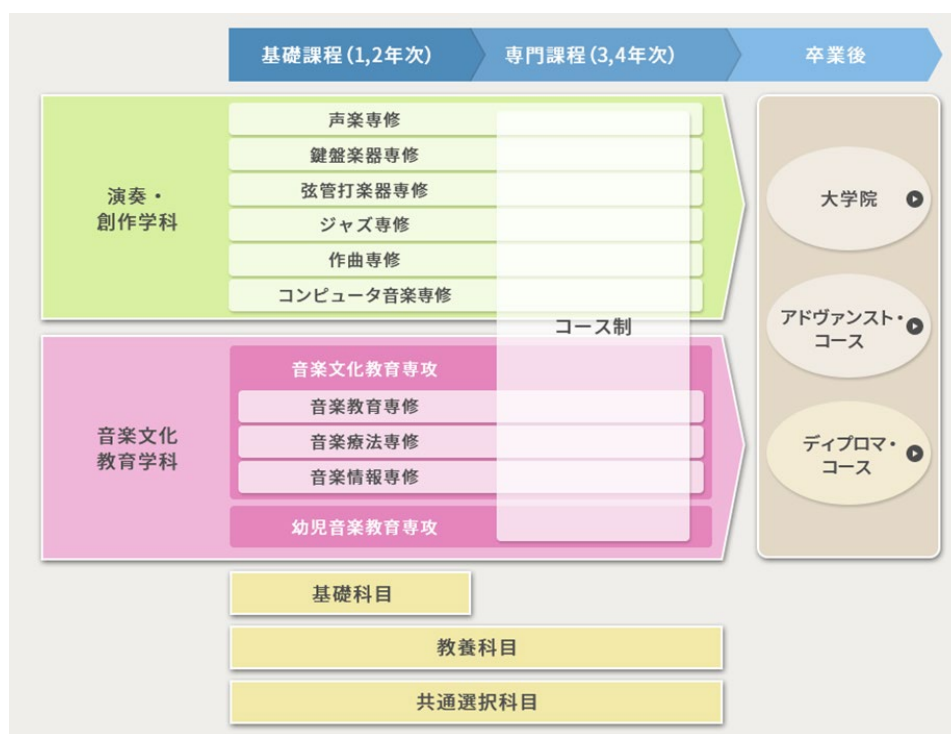
4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、上記 4-2-②で示したカリキュラム・ポリシーに則ってディプロマ・ポリシーとの一貫性を持って体系的に編成されている。

1) 教育課程の編成

音楽学部では、カリキュラム・ポリシーに基づいた本学の4年間の学び（カリキュラム構成概要）は下図のとおりであり、「大学案内」や本学公式 Web サイト、オープンキャンパスなどのイベントを通じて周知している【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】。

学びのシステム



「専攻・専修科目」は、必修科目を中心として、専攻・専修ごとに必要とされる能力を段階的・習熟度別に確実に獲得できるよう編成されている。

基礎課程に置かれた「基礎科目」は、専攻・専修に応じた実践的な技術の修得を主眼とした「音楽基礎演習」、これに対して専門性だけでなく幅広い音楽の知識と教養を身につけることを目的とした「音楽基礎教養」、音楽活動を進めるうえで不可欠な外国語を基礎から学ぶ「外国語コミュニケーション」などで構成されている。

専門課程では、専門性を更に高めたり、専門以外のスキルを磨いたりするために「コース制」を導入している。学生が自身の意欲や興味に応じて将来の目標を達成できるよう、より広範で多様な専門スキル・知識を修得するための本学独自のカリキュラムである。コースは3種類のカテゴリーから成り、学生が自身のキャリアをデザインできるよう、それぞれの狙いを以下のとおり示している【資料4-2-7】。

a. ダブルメジャーを目指すコース

所属専修（専攻）とは異なる専門領域の知識や技能を補い、将来の職業選択の幅を広げることができる。

b. 専門を探究・強化するコース

所属専修（専攻）に関連する専門領域について、知識や技能を更に高め、進路実現のために役立てることができる。

c. より専門性の高い選抜コース

「ソリスト・コース」を中心とした、高度な演奏家を養成するコース。専門の知識や

技能に加え、レパートリー・表現力をより充実させ、演奏家として活躍の場を広げることができる。

「コース」では、その専門の領域を学ぶために必要となる基礎的な技術や能力、知識を選抜試験により判定し、基準を満たした者が履修できる仕組みになっている。学生は自身の今後の学びや卒業後の将来を自ら考え、自由に、自主的に「コース」を選択する。

教養科目については、後述の4-2-④で説明する。

「共通選択科目」は、専門及び専門基礎の強化を目的とした科目群と、国内外で活躍する音楽文化の表現者に求められる外国語の修得を目的とした科目群から成る。専門科目群には、「厳格対位法」「指揮法研究」「楽曲分析」「音楽民族学」「オペラ史」など、多様な音楽関連科目を配置している。また、語学に関しては、英語、ドイツ語、イタリア語、フランス語について、グレードごとの授業を設置している。そのほかには、「中国語」「ラテン語」、言語と文化の関係性を考察する「言語と文化」（ドイツ語、イタリア語、フランス語）を開講している。

令和5（2023）年7月に、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づいて、「大学教育研究協議会」を中心にカリキュラム・マップ、及びカリキュラム・ツリーの作成、見直しを行った。これにより、開講科目の全面的な点検を実施し、令和7（2025）年度からのカリキュラムのスリム化に向けた取組みを行った。カリキュラムのスリム化は令和5（2023）年9月から「大学教育研究協議会」、「運営会代表者会議」にて方針等を確認し、その後、各運営会にて検討を行った。検討後は削減や統合、隔年開講とする科目等について各運営会より検討結果が提出され、「大学教育研究協議会」で確認したうえで、令和6（2024）年7月の教授会にて審議を行った【資料4-2-8】【資料4-2-9】。令和7（2025）年度よりスリム化後のカリキュラムの運用を開始する。

大学院修士課程では、演奏・創作における実践能力と理論の研鑽、あるいは音楽学や音楽教育学における研究能力の研鑽を積むための教育課程を編成し、実践している。修士課程レベルでの音楽研究に必要な基礎的な知識や方法を修得するとともに、高度な研究教育を行うカリキュラムとなっている。また、本学の特色として、専攻領域を横断する多様なテーマに応じた研究を行う「テーマ別演習」を設定している。全ての専攻で必修科目として位置付けられており、学生は4つのテーマから2種類を選択する【資料4-2-10】。

大学院博士後期課程では、国際的に活躍できる演奏家・作家や、自律して研究を展開することのできる音楽学や音楽教育学の研究者を養成し、我が国の音楽文化の進展に寄与することを目的とした教育課程を編成し、実践している。西洋音楽並びに日本の近現代音楽の研究に必要な知識と方法を総合的に修得するとともに、各研究領域における専門的な研究を行うカリキュラムとなっている【資料4-2-11】。

2) 科目ナンバリング

本学の学部並びに大学院で開設する全ての授業科目にナンバーを付けて分類している。

学科・専攻・専修等の種類、授業の開講形態や、学科・専攻・専修等のカリキュラムにおける位置付けをナンバリングのシステムによって示すことで、学生の確実な履修計画の策定と履修登録、及び学修成果の体系的な理解に役立てている【資料 4-2-12】。

3) シラバス

シラバスには、科目ナンバリングに加え、授業の到達目標、各回の授業内容、準備学習（予習・復習等）の具体的な内容、それらに必要な時間、成績評価の方法を記載している。更に、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明記している。全てのシラバスについて、内容が適切であるか、必要項目が漏れなく記載されているかを、学部は「教務委員会」が、大学院は「大学院運営委員会」がチェックし、不備があれば作成者に改訂を依頼している。また、シラバスは本学公式 Web サイト上にも公開し、学外にも周知している【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】。

4) CAP 制

学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く身につけることができるよう CAP 制を導入している。1～3 年次は 44 単位（特別給費奨学生は 1、2 年次のみ 48 単位）、4 年次は 50 単位を上限としている。ただし、「教職科目」、「学芸員科目」、「基礎ゼミ」は、ここに含まれない。また、1、2 年次それぞれの年度末の累積 GPA が 3.5 以上の学生には、次年度に限り 48 単位まで履修可能としている【資料 4-2-15】。

5) 取得可能な資格

教育職員免許法に定められた科目を修得し、学士の学位を得た場合には、教育職員免許状を取得できる。演奏・創作学科及び音楽文化教育学科音楽文化教育専攻では、中学校教諭一種免許状（音楽）、高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得でき、音楽文化教育学科幼児音楽教育専攻では、幼稚園教諭一種免許状を取得できる【資料 4-2-16】。また、博物館法及び同法施行規則に定める博物館に関する科目を修得し、学士の学位を得た場合には、学芸員の資格を取得できる【資料 4-2-17】。それから本学は、日本音楽療法学会認定音楽療法士資格試験受験認定校になっており、所定の科目を修得することで、音楽療法士（補）の受験資格が得られる。

本学には明星大学通信教育部との提携により、小学校教諭二種免許状を取得できる制度もある。1 年次の学内選考を経て提携履修を許可された学生は、2 年次から卒業までの 3 年間、明星大学通信教育部に科目等履修生として在籍し、この制度を利用して小学校教員免許状を取得できる【資料 4-2-18】。

また、科目等の見直しを行い、令和 6（2024）年度入学生より社会福祉主事任用資格を取得できるようになった【資料 4-2-19】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-5】 大学案内 2025 pp.13-15

【資料 4-2-6】 国立音楽大学カリキュラム・マップ（音楽学部）

【資料 4-2-7】 本学公式 Web サイト 国立音楽大学の特色ある取り組み 選択科目（コー

ス制)

【資料 4-2-8】 国立音楽大学大学教育研究協議会規程

【資料 4-2-9】 国立音楽大学教授会規程

【資料 4-2-10】 国立音楽大学カリキュラム・マップ（大学院修士課程）

【資料 4-2-11】 国立音楽大学カリキュラム・マップ（大学院博士後期課程）

【資料 4-2-12】 2024 年度学生便覧 p. 14

【資料 4-2-13】 本学公式 Web サイト 講義内容（シラバス） 検索

【資料 4-2-14】 シラバス作成依頼

【資料 4-2-15】 国立音楽大学音楽学部履修規程

【資料 4-2-16】 2024 年度学生便覧 pp. 80-85

【資料 4-2-17】 2024 年度学生便覧 pp. 85-87

【資料 4-2-18】 2024 年度学生便覧 p. 85

【資料 4-2-19】 大学案内 2025 p. 65

4-2-④ 教養教育の実施

本学は、音楽家、音楽教育家、音楽研究者など、音楽文化を担う人材の育成を専門とする大学であるが、高い専門技能と知識を活かして広く社会で活躍するためには、バランスのとれた基礎的な教養が必要である。また、直接音楽に関わらないキャリアを築く場合にも、音楽の専門教育を通じて培った感性や豊かな情操を社会で活かすためには、やはり教養が必要である。本学では、柔軟性や適応力を備えた良識ある音楽家、音楽教育家、音楽研究家、及び社会人に必要な教育として教養科目を重要視しており、多岐にわたる科目を備えている。それらは、「I-3. 大学の個性・特色等」の「3）“良識”を身につける“くにたちリベラルアーツ教育”」で示した4つの「探究の世界」を軸とし、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程として体系的に編成されている。

4つの「探究の世界」は、「人間の探究」「文化の探究」「社会の探究」「身体の探究」から成り、学生は、それぞれの分野から最低2単位ずつ、合計20単位を修得することが求められる。自身の関心や期待される学習効果を踏まえつつ、バランスよく教養科目を修得できるよう、こうした措置をとっている。また、社会状況や教育環境の変化に柔軟に対応すべく定期的に教養科目の見直しを行い、令和4（2022）年度より、音楽大学ならではの「音楽データサイエンス入門」を新たに開講した。

なお、教養科目が適切に配置されているかをチェックする組織として、平成25（2013）年に「全学共通教育委員会」を設置したが、令和2（2020）年の教員組織の改編に伴い、一旦、この委員会を廃止した。「教務委員会」にこの機能を引き継いでいたが、教養教育に特化した十分な審議を行うため、令和5（2023）年度より新たに「教養教育委員会」を立ち上げた【資料 4-2-20】。

そのほか、本学では多摩地区の5大学と「多摩アカデミックコンソーシアム（TAC;Tama Academic Consortium）」と呼ばれる大学協力機構を組み、単位互換制度を導入している。

TACは、本学の他、国際基督教大学、武蔵野美術大学、東京経済大学、東京外国語大学、津田塾大学で組織されており、これにより、学生は自分の興味や関心に応じ、特色ある専門分野を持つ大学で、多様で幅広い教養教育を受けることができるようになっている【資

料 4-2-21】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-20】国立音楽大学教養教育委員会規程

【資料 4-2-21】TAMA ACADEMIC CONSORTIUM GUIDE 2024

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

本学は、以下の取組みにより教授方法の工夫を行っている。また「教務委員会」が中心となり、授業アンケートの活用等によって、教授方法の改善に取り組んでいる。

1) 「基礎科目」のグレード制と共通教材

1、2年次に履修する「基礎科目」の「ソルフェージュ」「ハーモニー」「外国語コミュニケーション（英語、ドイツ語）」において、グレード制を導入している。これにより、学生一人一人の進度に合わせて音楽に関する基礎能力を高めることができるようになっている。更に3、4年次に履修する「共通選択科目」は、関心に応じて、これらの基礎科目の更なる上位グレードや関連科目に進級できるように構成されている。これによって、より実践的なスキルを習得し、専門性を深めることが可能となっている。更に「基礎科目」の学習内容を標準化するために、「ソルフェージュ」用のテキスト『ソルフェージュ「視唱」「読譜」「リズム」「聴音』、『ハーモニー」用のテキスト『ハーモニー・ハンドブック』、主として「音楽概論」や「西洋音楽史概説」で用いるテキスト『西洋音楽史譜例集』や『音大生なら知っておきたい100曲』リストといった本学独自の共通教材も編んでいる。

また、令和6（2024）年度入学生より「教育メディア論」及び「AIデータサイエンス」の2つの科目を新たに基礎科目として設定し、全専攻・専修の必修科目としてカリキュラムに加えた【資料 4-2-22】。

2) オムニバス形式授業

複数人の本学教員及び外部講師が入れ替わりで登壇するオムニバス形式の授業を各種実施している。各人の専門テーマで講義リレーを行うため専門性が高く、情報量の凝縮した講義となっている。たとえば学部では「楽器学概説」や「ピアノ・リテラチュア」、大学院では伴奏者に必要とされる詩歌や文学作品の理解を深めるための「原典講読（鍵盤楽器）」、日本の近現代音楽の流れとともに本学の歩みを知る「テーマ別演習（近現代日本の音楽）」などがある【資料 4-2-23】。

3) 公開講座など

本学では国内外から一流の音楽家を招いて、公開講座や公開レッスン、特別授業等を行っている。第一線で活躍する専門家から直接教えを受け、知識や技術の幅を広げることができる大変貴重な機会となっている【資料 4-2-24】。

4) インターンシップ

大学在学中に体験するインターンシップは、個人応募の形をとるなど、大学授業とは直

接関係なく行われることがほとんどであるが、本学では「コンピュータ音楽専修」、「音楽情報専修」、「マネジメント・コース」、「音楽情報・社会コース」など一部の専修や「コース」科目において授業と関連付けた形でインターンシップを行っている。これにより、学外施設や企業との提携による実践的な体験学修が実現している。事前事後に教員による十分な指導が行われ、その後の進路決定にも大いに生かされる体験となっている。

5) オンライン授業

令和 2（2020）年度より新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本学ではオンライン授業・レッスンを実施し、学生、教職員の安全を守りつつ、できる限りのことを行ってきた。特に緊急事態宣言が出された令和 2（2020）年度は学事予定を見直し、土曜日や夏季休業期間も使って本来の授業回数を確保した。またこの間に Web 会議システムの環境を整え、対面授業復活以降、令和 4（2022）年度までは、感染状況や学生の体調などに応じて臨機応変にオンライン授業への切り替えを行っていた。これにより健康上の理由等により通学が叶わない学生でも、授業受講回数を確保し、学習内容に遅れを取ることなく、安定した学びを継続することが可能となった。オンライン授業の在り方については、「教務委員会」主体で授業実施方針を定め、教員への周知を行っている。

また、令和 6（2024）年度より開講した「AI データサイエンス」については、全ての授業をオンラインにて実施している【資料 4-2-25】。

6) 授業アンケート

教授方法の工夫や開発を進めるため、「4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善に向けた学修成果の把握・評価結果のフィードバック」でも触れる「授業に関するアンケート」を活用している。「授業に関するアンケート」は「教務委員会」が実施し、受け取ったアンケート結果を踏まえて、各授業担当者は今後の改善・向上点を見出し、その後の目標及び実行策を検討する。その内容について、専任教員は「ティーチング・ポートフォリオ」、非常勤教員は「授業改善計画書」を通じて、教員間で情報を共有している【資料 4-2-26】【資料 4-2-27】【資料 4-2-28】。

また、新入生を対象とした初年次教育の必修科目「基礎ゼミⅠ」、及び 3 年生を対象とし、それまでの学びの振り返りや卒業後のキャリア・プランのために設定している必修科目「基礎ゼミⅡ」においても、アンケートを実施している。「基礎ゼミⅠ」及び「基礎ゼミⅡ」に関するアンケートは、学生、教員の双方でそれぞれ実施し、満足度、効果、有効性等を調査している。「教務委員会」では、その結果を踏まえて次年度に向け、改善・向上点を見出し、学修内容の充実に努めている【資料 4-2-29】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-22】 共通教材

【資料 4-2-23】 本学公式 Web サイト くになち＊Garden（テーマ別演習「近現代日本の音楽」紹介記事）

【資料 4-2-24】 公開レッスン・講座

【資料 4-2-25】 2024 年度授業実施方針について

【資料 4-2-26】授業に関するアンケート（設問）

【資料 4-2-27】2023 年度ティーチング・ポートフォリオ

【資料 4-2-28】「授業に関するアンケート」結果報告・授業改善計画書（2023 年度実施）

【資料 4-2-29】2024「基礎ゼミⅠⅡ」アンケート結果（学生）（教員）

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの意義と目的を踏まえ、それぞれを深く連動させたアドミッション・ポリシーを策定し、周知してきた。今後、一層強化する必要があるのは、「内部質保証」とその可視化、及び活用である。引き続き、三つのポリシーを改めて確認し、教育課程及び教授方法を改善していく。

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学における学修成果の測定（把握）・評価の指針「アセスメント・ポリシー」は、「教務委員会」での検討を経て、教授会、「大学院委員会」で平成 30（2018）年度に決定された。これは、三つのポリシーに基づき、教育の質保証と不断の改善に取り組むために、機関レベル（大学全体）・教育課程レベル（学部・大学院）・科目レベル（授業科目）の 3 段階で学生の学修成果を測定・評価する方法を定めたものである【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】。

学修成果の把握のため、各レベルで以下の事項を行っている。

機関レベル（大学全体）

学生の卒業・修了率、休・退学率、卒業・修了後の進路決定状況、各種アンケート調査結果等から、学修成果の達成状況を検証する。

教育課程レベル（学部・大学院）

学部・大学院の所定の教育課程における卒業・修了要件達成状況（単位修得状況、GPA・成績分布状況、学修行動調査、卒業研究、学位論文（課題研究）等）、資格取得状況等から、学修成果の達成状況を検証する。

科目レベル（授業科目）

シラバスで示された学修目標に対する評価及び授業アンケート結果等から、授業科

目ごとの学修成果の達成状況を検証する。

各レベルにおいて、基本的にはアンケート調査の結果に基づく客観的データの分析により、把握・評価を行う。更に、レッスンやゼミを通じ、教員が把握した学生情報も加味する。

学修行動調査については、これまで3年生及び4年生を対象に行ってきたが、令和3（2021）年度より全学年を対象にすることと変更し、4年間の学びにおける学修成果のプロセスを追跡できるようにした。また設問についても見直し、上記で挙げた3つのレベルのどの段階でも活用できるよう設計した。変更点は、①質問項目の細分化、②時事的設問の追加、③質保証に関する設問の充実、④高等教育施策を踏まえた設問の追加である【資料4-3-3】。

そのほかにも、卒業が認定された直後に、学部4年生を対象として実施する「卒業生アンケート」や、卒業後5年後、10年後の卒業生を対象とし、学修経験やキャリアに関して調査するための「卒業生アンケート（5年後、10年後）」、前々年度の卒業生の就職先を対象とした「国立音楽大学卒業生に関するアンケート」や「学生ヒアリング」などを行い、利用目的によりいくつかのアンケート分析結果を組み合わせ「教務委員会」や「学生生活委員会」で検討し、改善や向上を図っている【資料4-3-4】【資料4-3-5】【資料4-3-6】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料4-3-1】2024年度学生便覧 表紙裏

【資料4-3-2】2024年度大学院学生便覧 p.1

【資料4-3-3】2023年度国立音楽大学 大学学生生活・学修行動に関する調査報告書

【資料4-3-4】2023卒業生アンケート結果

【資料4-3-5】2023卒業生アンケート（5年後、10年後）集計結果

【資料4-3-6】国立音楽大学二委員会規程

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果については、上記4-3-①で説明した方法により把握・評価を行い、「教務委員会」や「学生生活委員会」で分析結果を確認することで、課題の発見や問題点の改善に役立てている【資料4-3-7】。課題によって、都度プロジェクトを立て、対応に当たることもある。これら機関レベル・教育課程レベルでの把握・評価に加え、科目レベルでは授業科目ごとの学修成果の達成状況を検証する「授業に関するアンケート」の結果を各授業担当教員に報告することで、フィードバックを行っている。

「授業に関するアンケート」は学期末に実施され、学生は受講した授業への取り組み等を自ら振り返るとともに、教員の教授方法や指導内容について評価し、回答する。このアンケートの結果は、集計後、各授業担当教員に渡され、教員は内容をよく吟味し、改善・向上点を発見したうえで、今後の具体的な目標及びその実行策、効果について、専任教員は「ティーチング・ポートフォリオ」、非常勤教員は「授業改善計画書」としてまとめる。専任教員は令和3（2021）年度まで「授業改善計画書」を作成していたが、令和4（2022）年

度より「ティーチング・ポートフォリオ」を作成することとした。これにより専任教員は、日々の教育活動を整理・省察し自らの教育理念を意識するとともに、本学での教育上の役割と責任について改めて考える機会を持つことができるようになった。「授業改善計画書」「ティーチング・ポートフォリオ」は、共に学内者限定の Web ページで公開している。これにより、教員間で教育内容、教育方法、学修指導に関する情報が共有され、互いに学び合い、更なる改善・向上を図ることが可能になっている【資料 4-3-8】【資料 4-3-9】【資料 4-3-10】。

また、学生へのフィードバックとして、卒業生に対して「ディプロマ・サプリメント」を配付している。これは、ディプロマ・ポリシーの各項目に紐付けた科目群について、学生が修得した科目の GPA をグラフで表示し、学修成果の可視化を図ったものである【資料 4-3-11】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-7】教務委員会 議事録（2024 年 3 月 4 日）

【資料 4-3-8】授業に関するアンケート（設問）

【資料 4-3-9】2023 年度ティーチング・ポートフォリオ

【資料 4-3-10】「授業に関するアンケート」結果報告・授業改善計画書（2023 年度実施）

【資料 4-3-11】国立音楽大学学修到達レポート（ディプロマ・サプリメント）

（3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度に導入した「ティーチング・ポートフォリオ」を定期的に見直し、問題点について検討することで、各教員の担当する授業の向上と改善を図ることができるようにする。また、これを公開することにより、優れた教育方法に関する知識の共有も期待できる。今後、「ティーチング・ポートフォリオ」をより有効に利活用していくことが必要である。

また、学生へのフィードバックとして、現在は卒業時に配付している「ディプロマ・サプリメント」を令和 7（2025）年度からは卒業時だけでなく、学年ごと、学期ごとに、教学システムより閲覧できるようにすることが決定している。自身の学修成果を学期ごとに確認することが可能となり、各々の学修向上に繋げることができるようになる。

【基準 4 の自己評価】

本学では、その基本的理念を体現すべく、ディプロマ・ポリシーを定め、そのディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを策定している。そして、そのカリキュラム・ポリシーに沿って編成し実施している教育課程の趣旨に適った人材を受入れるためのアドミッション・ポリシーを策定している。三つのポリシーは、連続的・有機的に意味を持ち、それらは全体的に正しく認識され、適正に運用されている。

この三つのポリシーのもと、それぞれ厳正な基準に則り、単位認定、進級認定、卒業認定、修了認定が適正に行われている。また、「アセスメント・ポリシー」に基づき、各種アンケートや教員とのコミュニケーションから、学修成果の把握・評価を確実に行之、フィ

ードバックを行うことで、改善・向上につなげている。

以上のことから、基準4「教育課程」を満たしていると判断する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、「学校法人国立音楽大学学長・校長・園長に関する規程」第 2 条及び「国立音楽大学学則」第 40 条において「学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定め、最高責任者としての職務と権限が学長にあることを明確にしている【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】。学長がその職務を果たし、リーダーシップを適切に発揮するべく以下の補佐体制を整備している。

1) 大学教育研究協議会

大学及び大学院の教育研究に関する事項を審議する場である。令和 3（2021）年度からは教育研究活動のための管理運営の基幹組織と位置付け、「自己点検・評価委員会」による大学全体の質保証の点検・評価とその結果に基づき、教育研究活動に関する事項の改善・向上策を検討・審議している。学長、副学長、学科長、大学院副委員長がこの「大学教育研究協議会」の構成員となっていることから、ここで検討・審議された改善・向上策は、学長のリーダーシップのもと、各部門に指示され業務の遂行が行われる【資料 5-1-3】。

2) 経営戦略会議

法人の将来構想や経営戦略に関する事項を審議する場である。理事長、学長及び理事長指名の理事で構成され、学長は、「大学教育研究協議会」で検討・審議され、業務遂行する教育研究活動に関する重要事項を伝達し意見交換を行う等、リーダーシップを発揮する場となっている。

本会議は、教育研究活動のための管理運営に関する事項と、それらを包括した法人全体の質保証の維持・改善を協議する重要な会議ともなっている【資料 5-1-4】。

3) IR 推進室

令和元（2019）年 10 月に設置された IR 推進室は、教育研究活動及び経営に係る IR(Institutional Research)を行っている。「大学教育研究協議会」、「経営戦略会議」及び学長から指示のあった IR 資料を作成し、学長の意志決定に寄与している【資料 5-1-5】。

4) 教学企画室

教学企画室は、内部質保証に関すること、及び学長の職務に関わる事務をつかさどり、学長を補佐している【資料 5-1-6】。

5) 副学長

本学は、「学校法人国立音楽大学学長・校長・園長に関する規程」第2条第6項において「副学長は、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどり、学長に事故あるときには、その事務取り扱いを代行する」と定め、2人の副学長を配置している【資料5-1-7】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-1-1】学校法人国立音楽大学学長・校長・園長に関する規程 第2条

【資料5-1-2】国立音楽大学学則 第40条

【資料5-1-3】国立音楽大学大学教育研究協議会規程

【資料5-1-4】学校法人国立音楽大学経営戦略会議規程

【資料5-1-5】学校法人国立音楽大学組織規程 第7章 第1節 第51条

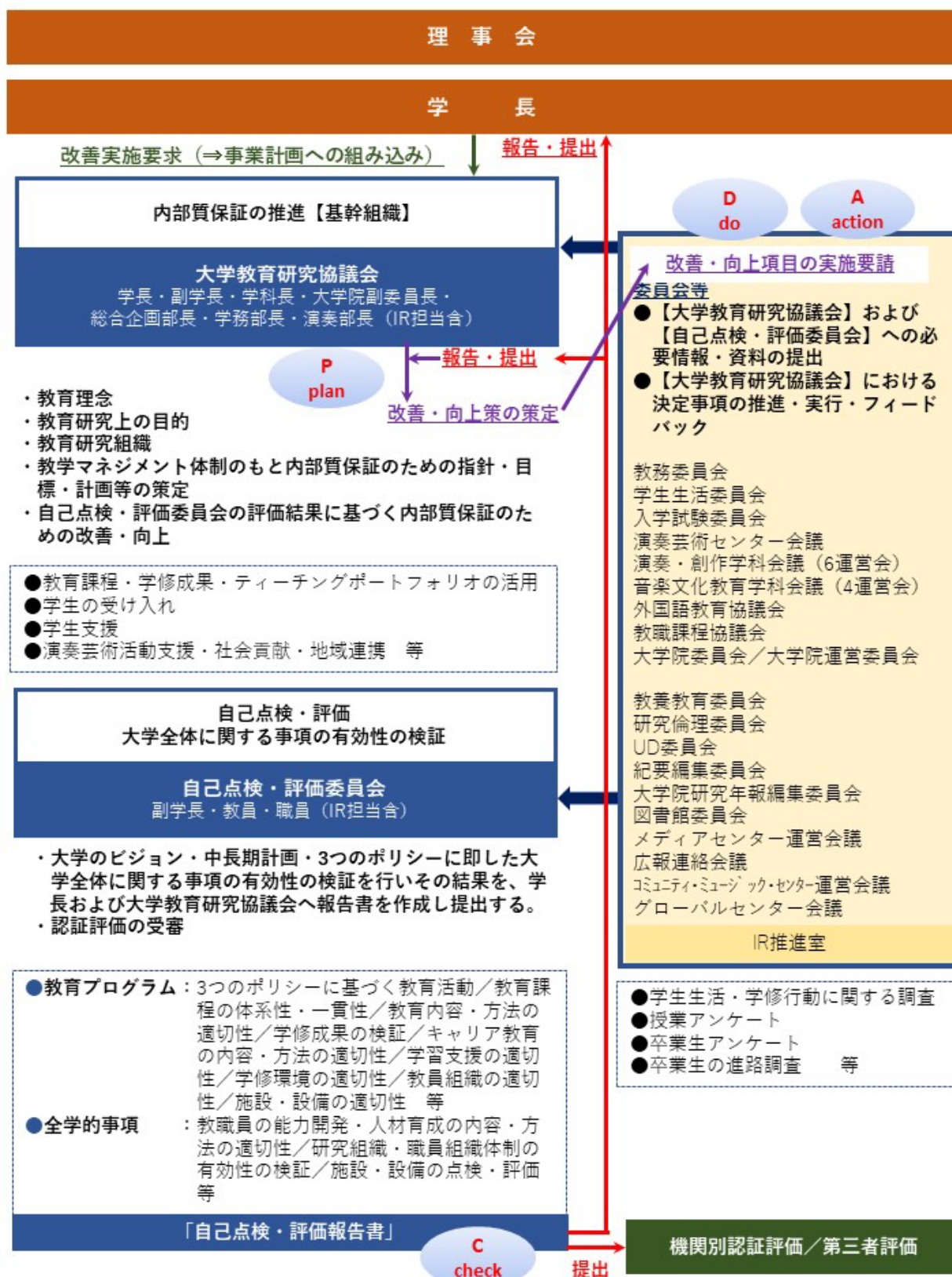
【資料5-1-6】学校法人国立音楽大学組織規程 第7章 第3節 第60条

【資料5-1-7】学校法人国立音楽大学学長・校長・園長に関する規程 第2条 第6項

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、使命・目的を達成するため、以下の「国立音楽大学 内部質保証システム：教学マネジメント体制」図のとおり、権限の分散と責任を明確にした教育研究活動のための管理運営体制を整備している。

国立音楽大学 内部質保証システム：教学マネジメント体制



1) 大学教育研究協議会

本学の教育研究に関する事項を審議する場である。教授会や大学院委員会の審議事項に関わること、内部質保証に関わること、教育課程や授業運営・学位の授与等に関わる基本的事項、入学試験に関わる基本的事項、学生募集・受験生対策に関する基本的事項等を審議している。また、各専攻・専修の代表者と審議内容に関する意見交換や協議が必要な場合には、「運営会代表者会議」を開いている【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】。

2) 自己点検・評価委員会

各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って、大学の組織、施設・設備、財政状況や、その他、教育研究に関する全学の活動状況について点検・評価を行う場である【資料 5-1-10】。点検・評価後に作成される報告書は、学長及び理事長に提出され、そこで指摘された教育研究活動に関する重要な事項については、「大学教育研究協議会」の場で検討・審議される。

3) 大学院委員会

大学院の教育研究に関する事項を審議する場である。教育課程の編成に関する事項、入退学等に関する事項、試験に関する事項、研究に関する事項等を審議している。具体的な運営・実施に関わる事項を審議する機関として、「大学院運営委員会」を置いている【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】。

4) 運営会

各専攻・専修の専任教員で組織された 10 の運営会と、共通科目の専任教員で組織された 2 つの運営会で構成され、管掌科目の教育プログラムに関する事項、各試験の実施に関する事項、管轄する資格課程に関する事項等を審議する【資料 5-1-13】。

専攻・専修運営会

- | | | |
|-----------------|--------------|------------------|
| 1. 声楽専修運営会 | 2. 鍵盤楽器専修運営会 | 3. 弦管打楽器専修運営会 |
| 4. ジャズ専修運営会 | 5. 作曲専修運営会 | 6. コンピュータ音楽専修運営会 |
| 7. 音楽教育専修運営会 | 8. 音楽療法専修運営会 | 9. 音楽情報専修運営会 |
| 10. 幼児音楽教育専攻運営会 | | |

専攻・専修運営会以外

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 外国語教育運営会 | 2. 教職課程運営会 |
|-------------|------------|

5) 委員会

教育研究活動の円滑な実施・運営を行うため以下のような委員会・会議を整備している。これらの組織は、それぞれの規程のもと、教育研究活動運営に必要な事項の審議を行っている【資料 5-1-14】。

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 1. 教務委員会 | 2. 学生生活委員会 | 3. 入学試験委員会 |
|----------|------------|------------|

- | | | |
|--|------------------|-------------|
| 4. 演奏芸術センター会議 | 5. 大学院委員会 | 6. 大学院運営委員会 |
| 7. 教養教育委員会 | 8. 研究倫理委員会 | 9. UD 委員会 |
| 10. 紀要編集委員会 | 11. 大学院研究年報編集委員会 | 12. 図書館委員会 |
| 13. メディアセンター運営機構会議 | 14. 広報連絡会議 | |
| 15. KCMC(Kunitachi Community Music Center)運営会議 | 16. グローバルセンター会議 | |

教育研究活動のための管理運営の運営方針や推進・改革項目に関する活動については、「大学教育研究協議会」で審議された後、教授会等で意見聴取を経たうえで、学長が最終決定をする【資料 5-1-15】。学生の懲戒処分は、学長が教授会の議を経てこれを行うことが定められている【資料 5-1-16】。なお、令和 5（2023）年度の教授会は、年間で 13 回開催された【資料 5-1-17】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-8】国立音楽大学大学教育研究協議会規程

【資料 5-1-9】国立音楽大学内部質保証の方針

【資料 5-1-10】国立音楽大学自己点検・評価委員会規程

【資料 5-1-11】国立音楽大学大学院委員会規則

【資料 5-1-12】国立音楽大学大学院運営委員会規程

【資料 5-1-13】国立音楽大学学科・専攻・専修等に関する規程

【資料 5-1-14】教員組織図

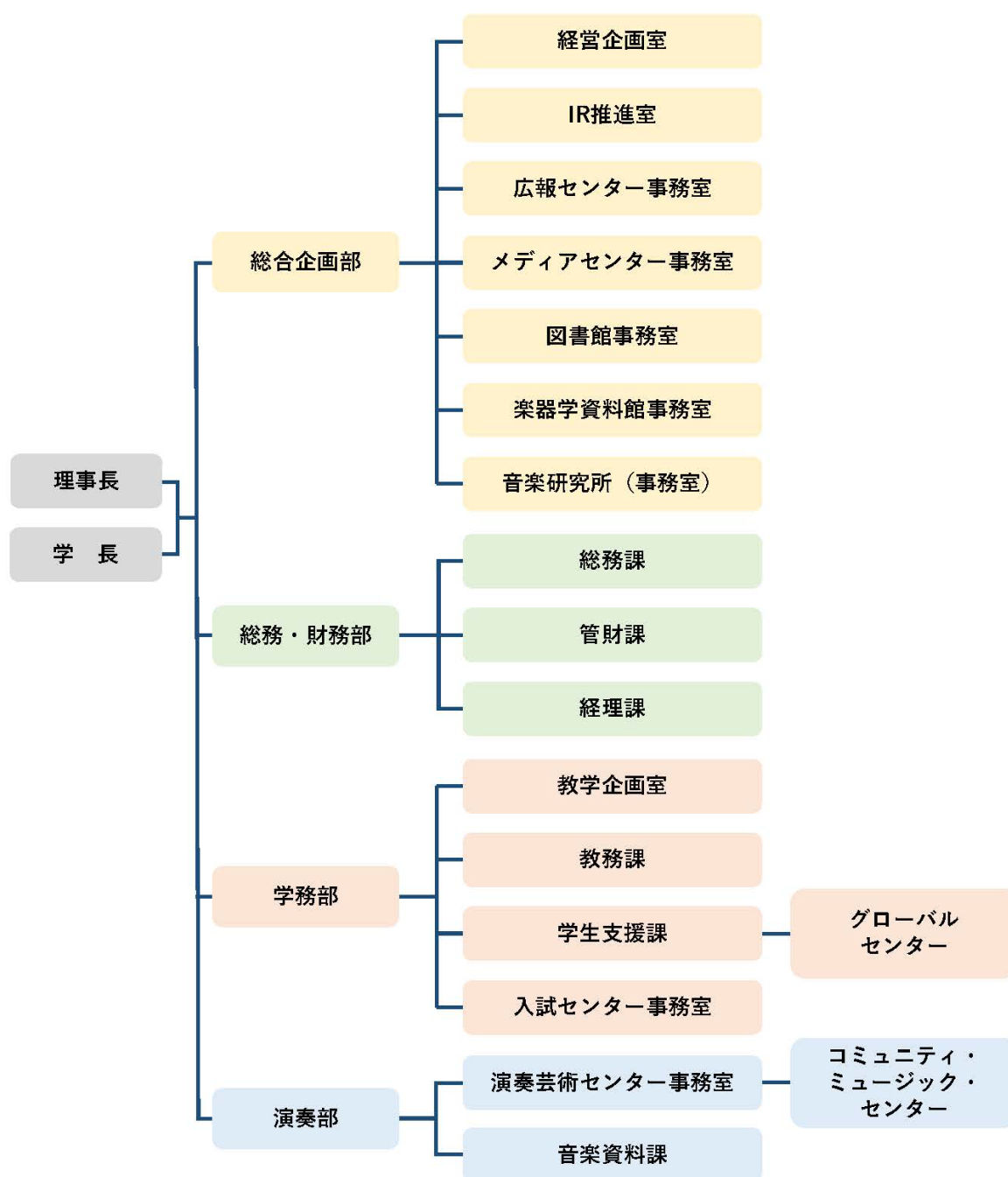
【資料 5-1-15】国立音楽大学教授会規程

【資料 5-1-16】国立音楽大学学生懲戒規程

【資料 5-1-17】教授会開催日時・審議事項一覧

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な事務組織を置き、職員を適切に配置し、「学校法人国立音楽大学組織規程 第 7 章 事務局の所掌事務」に基づき業務を行っている【資料 5-1-18】。事務組織の編成は以下のとおりである。



教員組織についても、主な委員会・会議には、その目的に応じて該当業務に関係する部署から職員を配置し、委員会・会議構成員として教員と同等の役割を担って審議に参加している【資料 5-1-19】。

職員人事制度の運用に関しては処遇等の公正、公平性を保つため「事務職員人事委員会」を設け、各職の採用、異動、昇任・昇給について審議等を行っている【資料 5-1-20】。また職員の職能及び職位に関する規定を定め、「事務職員人事委員会」はこれに基づき職務遂行能力に見合う職能等級への評価・格付けを行っている【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-18】学校法人国立音楽大学組織規程 第 7 章
- 【資料 5-1-19】2024 年度各委員会等構成員
- 【資料 5-1-20】学校法人国立音楽大学事務職員人事委員会規程
- 【資料 5-1-21】学校法人国立音楽大学事務職員職能等級及び職位に関する規程
- 【資料 5-1-22】学校法人国立音楽大学事務職員人事評価に関する規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制は十分に整備しており、教育研究活動のための管理運営も適切に機能している。今後更に、有効な運営体制や機能強化を目指し、活動の成果や課題を点検・評価し、改善・向上を行っていく。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

音楽学部及び大学院音楽研究科は、以下のとおり全ての学科・専攻で大学設置基準及び大学院設置基準の定める専任教員数及び教授数を満たしている。

教員組織（職階別教員数、教員一人当たり学生数）										2024年5月1日現在		
	学部・学科等の名称	専 任 教 員 等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
学士課程	音楽学部 演奏・創作学科	28人	18人	0人	0人	46人	12人	6人	0人	1人	22.5人	
	音楽文化教育学科	14人	16人	0人	0人	30人	6人	3人	0人	1人	7.1人	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	16人	8人	—	—	—	
	計	42人	34人	0人	0人	76人	34人	17人	0人	309人	—	
教員組織	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員	備 考
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計			
	音楽研究科 声楽専攻（M）	14人	9人	0人	14人	3人	2人	2人	5人	0人	20人	
	器楽専攻（M）	24人	17人	0人	24人	4人	3人	2人	6人	0人	28人	
	作曲専攻（M）	10人	3人	0人	10人	2人	2人	1人	3人	0人	9人	
	音楽学専攻（M）	9人	3人	0人	9人	2人	2人	1人	3人	0人	16人	
	音楽教育学専攻（M）	4人	1人	0人	4人	1人	1人	1人	2人	0人	0人	
	音楽研究専攻（D）	45人	29人	0人	45人	4人	3人	2人	6人	0人	14人	
	計	106人	62人	0人	106人	16人	13人	9人	25人	0人	87人	

音楽学部及び大学院音楽研究科の専任教員の採用・昇任は、「国立音楽大学教員資格審査規程」（学部）・「国立音楽大学大学院教員資格審査規程」（大学院）に基づき、「教員資格審査委員会」（学部）・「大学院運営委員会」（大学院）の審査を経て、適切に行っている【資

料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-2-1】 国立音楽大学教員資格審査規程

【資料 5-2-2】 国立音楽大学大学院教員資格審査規程

【資料 5-2-3】 国立音楽大学教員資格審査委員会規程

【資料 5-2-4】 国立音楽大学大学院運営委員会規程

【資料 5-2-5】 国立音楽大学教員の任用、昇任に関する研究上の業績基準

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の質向上を図るため、大学設置基準の定める教員数を十分に満たし、専門分野に応じた配置を行っている。また若手教員の採用促進や経験豊富な人材の登用に努め、昇任に関する基準を示して教育研究活動の意欲向上を支援している。今後も配置の最適化を進め、教育力の更なる強化を目指す。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動は、学長、副学長及び大学事務職員で構成される「UD(University Development)委員会」と教員組織である「教務委員会」（学部）及び「大学院運営委員会」によって実施される。

1) UD 委員会

教職員の職務能力の向上を図るための企画・立案を行い、学内の関連部署との連携により、学部及び大学院が実施する FD 活動の支援と法人が実施する SD (Staff Development) 活動の支援等を行う【資料 5-3-1】。FD と SD を分けるのではなく、教職協働でそれぞれの職務に応じた能力を共に向上し合うことを目的に、平成 27 (2015) 年度に組織された。「UD 委員会」で実施したこれまでの FD 活動は以下のとおりである。

平成 27 (2015) 年度 「国立音楽大学の将来を考える～データ・数値から見た国立音楽大学」

平成 28 (2016) 年度 「日本の近年の大学教育改革の動向について」

平成 29 (2017) 年度 「本学の取り組む大学改革の方向性を探る～外部評価委員会報告／内部質保証について」

国立音楽大学

平成 30 (2018) 年度	「教員の総合的業績評価について」 「ハラスメント防止について」
令和元 (2019) 年度	「大学における研究倫理教育」 「コミュニケーションが苦手な学生の理解に向けて」 「成績評価の方法、シラバスの書き方」
令和 2 (2020) 年度	「大学における研究倫理教育」 「環境変化を踏まえた教育の在り方、働き方、課題」
令和 3 (2021) 年度	「2020 年度期末レビュー及び 2021 年度に向けて」 「大学における研究倫理教育」
令和 4 (2022) 年度	「2021 年度期末レビュー及び 2022 年度実施方針」 「大学における研究倫理教育」
令和 5 (2023) 年度	「生成系 A I と研究倫理」 「ハラスメントについて」 「心の病を抱えた学生への対応を学ぶ教職員研修会」

2) 教務委員会

「教務委員会」では、学部の教育内容・方法の改善及びその研究に関する FD 活動を行う【資料 5-3-2】。FD 活動は、経験豊富な教員の授業を見学することにより自身の授業改善につなげる FD 公開授業を行い、教員が教育内容・方法、学修指導等の能力を向上させる機会とするなど、各専攻・専修の運営会を主体に企画・立案、実施される。実施後は、「FD（授業実践報告と意見交換）実施報告書」を教務課へ提出し、定例の「教務委員会」でその内容や課題等を共有して、意見交換を行い、教授会に報告している【資料 5-3-3】。

《令和 5 (2023) 年度学部 FD 活動》

専攻・専修	科目名、内容等	実施日	教室等	報告日
声楽	日本歌曲 歌曲特別講座	6 月 13 日、20 日 両日ともに 17:00～20:00	合唱スタジオ	9 月 25 日
鍵盤楽器	エヴァ・ポブウォツカ先生 公開レッスン	10 月 31 日 16:30～19:00	講堂 小ホール	3 月 6 日
弦管打楽器	第 139 回オーケストラ定期 演奏会 公開リハーサル	7 月 15 日 14:00～16:00	講堂 大ホール	2 月 9 日
ジャズ	小曽根 真先生によるジャズ・アンサンブルⅧ	12 月 19 日 13:00～14:30	6-110	3 月 6 日

国立音楽大学

作曲・コンピュータ音楽	テリー・ライリー作曲公開講座	7月20日 18:30～20:30	講堂 大ホール	2月9日
音楽教育・教職	「教育実習 AB」テキスト（教育実習録）の改訂	7月14日～26日	（メール会議）	10月23日
音楽情報	音楽情報専修総合ゼミにて実施 奥田 広子さん（カシオで働く卒業生）による講義 「音楽的なアプローチからの電子楽器開発」【大学院FDと合同】	10月30日 14:40～16:10	5-311	2月9日
音楽療法	音楽療法専門ゼミⅡにて実施 生野里花氏による特別講義	10月4日 13:00～14:30	5-207	11月27日
幼児音楽教育	幼教 Day（表現教育の授業成果発表会）	2月3日 14:00～16:00	講堂 小ホール	3月6日
外国語	（未実施）			

3) 大学院運営委員会

「大学院運営委員会」では、大学院の教育内容・方法の改善及びその研究に関するFD活動を行う【資料 5-3-4】。実施後は、「FD（授業実践報告と意見交換）実施報告書」を教務課へ提出し、定例の「大学院運営委員会」でその内容や課題等を共有して、意見交換を行い、大学院委員会に報告している【資料 5-3-5】。

《令和 5（2023）年度大学院 FD 活動》

専攻	科目名、内容等	日時	教室	報告日
声楽専攻（オペラ）	オペラ研究 指揮者 阪哲朗氏をお迎えして	10月11日 10:40～12:10	オペラスタジオ	3月6日
声楽専攻（歌曲）	日本歌曲特別公開講座	6月13日、20日 17:00～20:00	合唱スタジオ	3月6日
器楽専攻（鍵盤・伴奏）	「ピアノ協奏曲研究Ⅱ」の合同発表会	12月18日 18:15～20:30	オーケストラスタジオ	3月6日

器楽専攻（弦管打楽器）	第139回オーケストラ定期演奏会公開リハーサル	7月15日 14:00～16:00	講堂 大ホール	3月6日
作曲専攻	近藤譲 公開講座	5月10日 18:30～20:30	オーケストラスタジオ	3月6日
音楽学専攻	音楽学研究法 →カシオで働く卒業生、奥田広子さんによる講義 「音楽的なアプローチからの電子楽器開発」	10月30日 14:40～16:10	5-311	3月6日
音楽教育学専攻	修士課程中間発表会	9月29日 15:00～17:00	5-219	3月6日

「教務委員会」ではまた、学生による「授業に関するアンケート」の結果報告と、それに基づく「授業改善計画書」をまとめ、教務課窓口及び附属図書館で閲覧できるようにしている。

そのほか、「大学学生生活・学修行動に関する調査」を実施し、FD活動に活用している。このアンケートについては、これまで任意の2学年を対象に行ってきたが、令和3（2021）年度から全学年対象とし、設問も再編した。また、教務課がアンケートを実施した後の集計・分析・報告書作成はIR推進室が行うこととし、今後経年変化を確認・分析していく。

更に令和5（2023）年度には、教学マネジメント体制のもとで内部質保証を推進することを目的に「カリキュラム・マップ」の見直しと、「カリキュラム・ツリー」の作成を行った。「カリキュラム・ツリー」は、各科目の履修状況などもあわせて確認することで、令和7（2025）年度に向けたカリキュラムのスリム化を行うための検討材料として活用した【資料5-3-6】【資料5-3-7】。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料5-3-1】国立音楽大学UD委員会規程
- 【資料5-3-2】国立音楽大学二委員会規程
- 【資料5-3-3】2023年度学部FD実施報告書
- 【資料5-3-4】国立音楽大学大学院運営委員会規程
- 【資料5-3-5】大学院FD実施報告書
- 【資料5-3-6】大学教育研究協議会 議事録（2023年7月17日）
- 【資料5-3-7】運営会代表者会議 議事録（2023年10月23日）

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学のSD活動は、学長、副学長及び大学事務職員で構成される「UD委員会」と総務課によって実施される。

1) UD 委員会

教職員の職務能力の向上を図るための企画・立案を行い、学内の関連部署との連携により、学部及び大学院が実施する FD 活動の支援と法人が実施する SD 活動の支援等を行う【資料 5-3-8】。「UD 委員会」で実施したこれまでの SD 活動は以下のとおりである。

平成 27 (2015) 年度	「国立音楽大学の将来を考える～データ・数値から見た国立音楽大学」 「大学案内を読む」
平成 28 (2016) 年度	「ネットリテラシー向上啓発研修会」
平成 29 (2017) 年度	「内部質保証、外部評価について」
平成 30 (2018) 年度	「情報セキュリティ対策の必要性和脅威」
令和元 (2019) 年度	「情報セキュリティ研修」 「職員研修会 SD ワークショップ」 「学生サポート」
令和 2 (2020) 年度	「環境変化を踏まえた教育の在り方、働き方、課題」
令和 3 (2021) 年度	「2020 年度期末レビュー及び 2021 年度に向けて」 「ハラスメント研修」(オンライン研修)
令和 4 (2022) 年度	「2021 年度期末レビュー及び 2022 年度実施方針」 「メンタルヘルス研修」(オンライン研修)
令和 5 (2023) 年度	「首都圏指定校訪問について」 「心の病を抱えた学生への対応を学ぶ教職員研修会」 「ハラスメント研修」【資料 5-3-9】

2) 総務・財務部 総務課

総務課では、教育職員以外の職員を対象とした職員研修計画を立て、「UD 委員会」と共有し、運営している。令和 5 (2023) 年度は以下の目標を掲げ、表に示したような SD を実施した。研修後は参加した職員が報告書を提出し、必要に応じてフィードバックを行ったり、研修計画の見直しに活用したりしている【資料 5-3-10】。

- ・オンライン研修を積極的に取り入れるなど、時流に即した職員一人一人のレベルアップにより、現に担当する業務の質及び事務効率の向上を図る。
- ・本学のビジョン・中期方針に基づく諸改革、魅力ある学校づくりを企画・立案し、積極的に推進できる人材を育成する。
- ・法人としての人材育成理念に基づく研修制度を階層別に体系化し、人事制度と有機的に連動したキャリアパスとしての研修内容を示すことにより、職員個人が意欲的に自己研鑽できる組織にすることを目標とする。

《令和 5（2023）年度 SD 活動》職員研修実施一覧 ※印は外部機関を利用した SD 活動

No.	外部	実施	研 修 名	対象	参加人数
1		9 月、1 月、 2 月	入職前研修	新入職員	6
2	※	2023. 5～ 2024. 3	筑波大学履修証明プログラム（マネジメント人材養成）	管理職	1
3	※	6/6	新任管理職の基礎力養成研修	新任管理職	1
4		6/12、13	首都圏推薦指定校訪問 研修	管理職・一般職	64
5	※	6/16	私立大学職員新人研修	新入職員	8
6	※	7/4～12/13	JMA 学校経営支援センター 大学 SD フォーラム	管理職	8
				専門分野別	16
				スキル別	22
				—	2
7	※	8/23、24	私立大学庶務課長会基礎研修会	一般職 （入職 2～4 年 目）	3
8		9/13	ハラスメント研修	管理職・一般職	73
9		12/20	通報業務対応従事者研修	管理職・主任	8
10	※	1/19	ドリームサポート社会保険労務士 法人 評価者研修	管理職	17

また、研修制度と併せて「学校法人国立音楽大学事務職員人事評価に関する規程」を整備している【資料 5-3-11】。人事評価は、「適正な処遇の確保」、「個人の能力向上」、「組織の活力向上」を目的として年度末に実施し、職員の資質や能力の向上を促し、業務に活かす制度としている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-8】国立音楽大学 UD 委員会規程

【資料 5-3-9】ハラスメント研修の実施について（案内）

【資料 5-3-10】SD 研修報告書

【資料 5-3-11】学校法人国立音楽大学事務職員人事評価に関する規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

FD 活動は組織的・計画的に行われている。今後も FD をはじめとした教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施を、より有機的に教育研究活動のための管理運営と連動させ、内部質保証につなげていくものとする。

また、SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向けた取組みも適切に行われている。大学運営はますます高度化・複雑化しており、広範な知識・技能の習得は不可欠である。今後も本学の組織、職員に適した体系化した研修計画を立て、人事評価等と併せ高度化していく。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

研究環境について、実技個人レッスン担当教員にはレッスン室兼研究室を、その他の専任教員にはインターネット接続可能な研究室を配備している。また、非常勤教員を含む全教員に対して、附属図書館や楽器学資料館などの資料・史料を研究に利活用できるようにしている。そのほか、研究に必要な楽器や楽譜などを音楽資料課で貸出している。

専任教員の基本的な勤務時間は 1 週 40 時間とし、教育時間以外の勤務時間をそれぞれの研究時間としている【資料 5-4-1】。

教員は自身の研究成果を、『研究紀要』及び『音楽研究—大学院研究年報』に投稿することができる【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】。ここで発表された論文は電子化され、本学リポジトリを通してインターネット上で公開されている。また、教員自身が教育研究活動を常時アップ・デートできる Web 登録システムを令和 2（2020）年度に導入し、「教育研究業績」として本学公式 Web サイトに公表している【資料 5-4-4】。

科学研究費助成事業については、専任及び非常勤（専任教員の推薦を受けた者）の全教員を対象に公募に関する情報を提供し、申請を奨励している【資料 5-4-5】。申請時には、個別説明会や申請書類の事前確認等の支援を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】学校法人国立音楽大学就業規則 第 7 章 第 45 条 第 2 項

【資料 5-4-2】国立音楽大学研究紀要投稿規程

【資料 5-4-3】国立音楽大学大学院研究年報投稿規程

【資料 5-4-4】本学公式 Web サイト 教員紹介

【資料 5-4-5】国立音楽大学研究者番号付与に関する内規

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では「国立音楽大学研究倫理規程」のもと、研究者が行う研究に対して、文部科学省、厚生労働省等の公的諸機関の倫理に関する指針に準拠し、必要な事項を定め、適正な研究活動が行われるよう仕組みを整えている【資料 5-4-6】。また、研究及び研究倫理に関する事項について審議、審査、調査、検討、啓蒙を行う「研究倫理委員会」を設置している【資料 5-4-7】。

研究倫理の確立と公的研究費の厳正な運用のため、以下の規程を整備し、研究機関として適正な研究環境を維持している。

1) 「国立音楽大学公的研究費の取扱いに関する行動規範」【資料 5-4-8】

本学における研究活動及び公的研究費の使用・運営・管理に関わる全ての研究者並びに事務職員等を対象に、公的研究費を使用するうえでの指針として、本学公的研究費の取扱いに関する行動規範を定めたもの。

2) 「国立音楽大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱要領」【資料 5-4-9】

科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金等の取扱いについて、関係法令等、独立行政法人日本学術振興会の定める規程等及び使用ルール等の他に、本学における当該補助金及び助成金の取扱いについて従うべき要領を定めたもの。

3) 「国立音楽大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」【資料 5-4-10】

公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について定めたもの。

4) 「国立音楽大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」【資料 5-4-11】

本学の研究者が学内外で行う、人を対象とする研究について留意すべき事項を示し、研究対象者の人権を擁護するとともに、本学における「国立音楽大学研究倫理規程」に則った研究を推進するためのガイドライン。

5) 「研究データの保存等に関するガイドライン」【資料 5-4-12】

本学において実施した研究に係るデータや装置等について、保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等に関する指針を示したもの。

また、5-3-①-1)で述べたように、令和元（2019）年度より毎年「研究倫理教育」をテーマにFD研修会を行い、教員の研究倫理に関する意識向上を図っている【資料 5-4-13】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-6】 国立音楽大学研究倫理規程

【資料 5-4-7】 国立音楽大学研究倫理委員会規程

【資料 5-4-8】 国立音楽大学公的研究費の取扱いに関する行動規範

【資料 5-4-9】 国立音楽大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱要領

【資料 5-4-10】 国立音楽大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程

【資料 5-4-11】 国立音楽大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン

【資料 5-4-12】 研究データの保存等に関するガイドライン

【資料 5-4-13】 大学における研究倫理（FD 配付資料）

5-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関しては、「国立音楽大学研究費等に関する規程」において、個人研究費、及び研究活動補助金が定められている【資料 5-4-14】。個人研究費は、年額 10 万円の一律支給のほか、「研究倫理委員会」の審査を経て学長が決定する特別支給がある。特別支給の場合、本学専任教員又は教員グループが、演奏会や作品発表、著書や CD 等の出版、また特別な趣旨・目的を持った研究活動及びその成果の公表・発表を行うにあたり必要とする経費の補助を行うことを目的とし、個人研究の場合 1 件当たり上限年間 50 万円、共同研究の場合 1 件当たり上限年間 70 万円が支給される。研究活動補助金は、国内の学会出張費の支給、国外における短期と長期の研究活動に対する助成等があり、さまざまな視点で支援を行っている【資料 5-4-15】【資料 5-4-16】。

そのほか、「国立音楽大学リサーチ・アシスタント規程」のもと、本学大学院に在籍している優秀な学生に研究補助業務を行わせる人的支援を行っている【資料 5-4-17】。また、科学研究費補助金などの外部資金の獲得については、主な制度についてスケジュールを周知したり、「研究倫理委員会」を中心に申請書類作成のサポートを行ったりすることで、各種制度の活用を促している【資料 5-4-18】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-14】 国立音楽大学研究費等に関する規程

【資料 5-4-15】 国立音楽大学個人研究費（特別支給）規程

【資料 5-4-16】 国立音楽大学国外研究員規程

【資料 5-4-17】 国立音楽大学リサーチ・アシスタント規程

【資料 5-4-18】 外部資金応募・獲得実績一覧

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境、資源配分、そのほか必要な支援を適正に整備しているが、教員の研究活動をより積極的に推進するために、教員の研究に関わる現状を把握し、研究時間の確保等に向け取り組んでいく。

[基準 5 の自己評価]

大学の意思決定と、教育研究活動のための管理運営において学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、「大学教育研究協議会」、「経営戦略会議」、IR 推進室、教学企画室、副学長を置き、それぞれが機能している。教育研究活動のための管理運営の体制においては、構成機関の役割と責任を明確にするとともに、事務局には適切な事務組織及び職員を配置し、機能的運用を可能にしている。職能開発に関しては、SD 研修を計画的に実施し、

職員の業務に活かされるよう工夫している。

教員については、教育課程を適切に運営するための教員配置を行い、大学設置基準の定める教員数を満たしている。また教育内容の改善・向上のためのFD活動及びSD活動が計画的に実施され、それら活動を通して、教員が自身の教育を客観的に振り返り、概念化し、新たな方法や試みを見いだす機会としている。

研究支援については、研究室、研究に利する機関、研究倫理に関する整備とともに、研究活動への資源配分等を適切に行っている。

以上のことから、基準5「教員・職員」を満たしていると判断する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人国立音楽大学（以下、「法人」という。）は、「学校法人国立音楽大学寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、大学、高等学校その他の教育施設を設置し、音楽文化の発展に寄与する人材を育成すること」と定めており、関係法令に則り、規律ある経営を行っている【資料 6-1-1】。また、法令などに基づき、情報を適切に公表している【資料 6-1-2】。

役員の規律と誠実性の維持に関しては、「寄附行為」第 11 条に役員の解任規定を定め、法令及び「寄附行為」の遵守に基づく職務の遂行を役員に求めている。また「寄附行為」第 17 条第 3 項において、「特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」と定め、疑義の発生を防いでいる。

また、大学の主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスを確保しつつ、経営を強化し、時代の変化に対応した大学づくりを進めていくために、令和 3 (2021) 年 10 月、ガバナンス・コードを制定した【資料 6-1-3】。

教職員の規律と誠実性の維持に関しては、「学校法人国立音楽大学就業規則」第 11 条に誠実な職務遂行の義務を規定し、第 12 条の服務心得の中では、「学校の秘密事項及び不利益となる事項を、他に洩らさないこと」や、「職務に関して、不当な金品の借用又は贈与、その他利益を受けないこと」を定め、職場の秩序を保持し、業務の正当な運営を図るための各事項の遵守を求めている【資料 6-1-4】。

公益通報者の取扱いについて「学校法人国立音楽大学における公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、公益通報者を保護するとともに、法令及び法人の諸規程等の違反行為が発生した場合、又は、まさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している【資料 6-1-5】。

内部監査は、理事長が任命する監査委員が実施し、監事と連携をとっている【資料 6-1-6】。「内部監査実施計画書」を年度ごとに策定し、各部署が 5 年に 1 回程度、監査対象となるよう計画している。内部監査の実施にあたっては、内部統制の適正性、適切性を評価するため、各監査対象部署の職場管理状況、労務管理状況、情報管理体制、重点業務進捗状況、予算の進捗、特記事項の 6 つの監査項目について検証を行っている。各年の監査実施と理事会への監査報告後、監査対象部署に対し同一年度内にフォローアップ監査を実施し、改善状況の確認を行うことで、実効性を担保している【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】。

財務監査については、監事と監査法人が連携し、理事長、担当理事とも課題を共有する

ことで、幅広く意見交換を実施している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-1-1】学校法人国立音楽大学寄附行為
- 【資料 6-1-2】学校法人国立音楽大学情報公開規程
- 【資料 6-1-3】学校法人国立音楽大学ガバナンス・コード
- 【資料 6-1-4】学校法人国立音楽大学就業規則
- 【資料 6-1-5】学校法人国立音楽大学における公益通報者の保護等に関する規程
- 【資料 6-1-6】学校法人国立音楽大学内部監査規程
- 【資料 6-1-7】2023 年度（通算第 22 回）内部監査実施計画書
- 【資料 6-1-8】2023 年度（通算第 22 回）内部監査報告書
- 【資料 6-1-9】2023 年度（通算第 22 回）フォローアップ監査報告書

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮に関しては、法人として環境問題に取り組むことを宣言し、省エネルギー対策を実施している【資料 6-1-10】。近年の対策としては、空調等の設備について、高効率設備への更新を行っている。また太陽光発電設備を大学新 1 号館に設置しており、令和 4（2022）年 12 月に完成した附属中高新 2 号館にもこれを取り入れた。

人権への配慮に関しては、人権侵害の防止対策として、「学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメント防止のために教員、職員及び学生・生徒・保護者等が認識すべき事項についての指針」を定め、ハラスメントの種類と具体例、心構え等を示している【資料 6-1-11】。また「学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、相談窓口や委員会を設置し、健全な環境の下で活動ができるよう努めている。令和 5（2023）年 9 月には、法務・コンプライアンス担当理事によるハラスメント研修（対面研修）を全教職員対象に実施した【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】【資料 6-1-14】。

個人情報の保護についても、個人情報データを正確かつ安全に取扱い、情報を漏洩させないよう努めることなどを、「学校法人国立音楽大学個人情報保護基本方針」として定めている。また「学校法人国立音楽大学個人情報の保護に関する規程」に基づき個人の権利利益の保護に努めている【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】。

安全については、総務・財務部長を大学全体の防火管理者とし、職員で構成された自衛消防隊組織により防火管理を行っている。各校舎にも防火担当責任者を置き、更に校舎内をいくつかのエリアに分け、それぞれに火元責任者を配置している。防火点検は毎日行われ、問題があった場合には速やかに防火管理者に報告される。その後、管財課において問題への対応を検討し、必要な措置を実施している。また、警備員室では火災による警報や設備の異常などを警報盤によって集中管理し、発報時には警備員が迅速に初動対応する体制を整備している【資料 6-1-17】【資料 6-1-18】。

災害時の備えとして、食料 3 日分と飲料水等を備蓄している。また、校内の各棟に、避難器具計 11 台を設置しているほか、エレベーターには、停電時の閉じ込めに備えた非常用キットを配備している。更に、法人全体における緊急時の連絡手段として、無線設備を導

入するとともに、危機管理マニュアルや大地震発生時、火災発生時の行動マニュアルを作成し、学生や教職員に配付している。全学的な防災避難訓練や救命講習会等は、防災事業計画に沿って定期的実施している【資料 6-1-19】【資料 6-1-20】【資料 6-1-21】【資料 6-1-22】。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-1-10】 本学公式 Web サイト 環境への取り組み

【資料 6-1-11】 学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメント防止のために教員・職員及び学生・生徒・保護者等が認識すべき事項についての指針

【資料 6-1-12】 学校法人国立音楽大学キャンパス／スクール・ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 6-1-13】 ストップ・ザ・ハラスメント（リーフレット）

【資料 6-1-14】 ハラスメントについて（ハラスメント研修／資料）

【資料 6-1-15】 学校法人国立音楽大学個人情報保護基本方針

【資料 6-1-16】 学校法人国立音楽大学個人情報の保護に関する規程

【資料 6-1-17】 学校法人国立音楽大学消防計画規程

【資料 6-1-18】 学校法人国立音楽大学合同防火管理規程

【資料 6-1-19】 事象別危機管理マニュアル

【資料 6-1-20】 大地震発生時の行動マニュアル（教職員用）

【資料 6-1-21】 大地震に遭遇した時の危機回避の方法（学生用）

【資料 6-1-22】 火災発生時の行動マニュアル（教職員用）

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的の実現に向け、法令遵守の体制維持に努め、規律と誠実性を十分保ちながら経営・管理と財務の改善・向上に継続的に取り組んでいく。

また、教育研究の場で起こり得るハラスメントの特質を理解し、学生・教職員の双方に継続的に研修を実施することで、ハラスメントの発生防止に努める。

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本法人の最高意思決定機関として、法人の重要事項について、審議・決定している。毎月 1 回以上、年度で 15 回程度定期的開催され、出席率も良好である【資料 6-2-1】。このほか、速やかに決定を要する案件が生じた場合は、臨時理事会を開催し、迅速

な意思決定に努めている。現在、理事は複数の外部理事を含め8人おり、外部理事は、経営力・マネジメント力の強化のため、理事会においてさまざまな視点から意見を述べ、議論の活発化に大きく寄与している。また、理事長、学長の他、各理事が学校法人の運営に責任をもって参画できるよう、総務・財務担当、経営企画・広報・附属担当、法務・コンプライアンス担当を置き、業務担当を明確にしている。

以上、理事会は使命・目的の達成に向け、意思決定ができる体制を整備しており、十分に機能している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-2-1】2023 年度理事会、評議員会開催状況

6-2-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のために、中期計画を策定しており、その中で目指すべきビジョン、中期経営方針、改革施策が示されている。中期計画は、教職員の意見や提案を取り入れて策定したうえで、評議員会に報告し意見を聴いている。また、理事長より年度の中間と期末にレビューが行われ、教職員への直接の説明と学内 Portal【教職員】サイトでの共有により周知を徹底し、全学的に使命・目的の実現に向けて継続的努力を行っている【資料 6-2-2】。

各改革施策及び実行計画の策定は、理事長、学長、各担当理事をメンバーとする「経営戦略会議」において行っている。施策の実施状況と、その実効性については同会議で確認し、進捗管理と、新たな施策の検討に継続的に取り組んでいる。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-2-2】学内 Portal【教職員】サイト ぐにおんのビジョン及び中期方針（フロントページ）

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学を取り巻く環境や社会の変化に対応するため、引き続き複数の外部理事を登用するとともに、管理部門と教学部門が連携できるバランスの良い役員配置に留意し、より的確かつ迅速な意思決定を行うことができる体制を構築していく。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

最高意思決定機関である理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するため、「理事運営会議」と「経営戦略会議」を定例的に開催している【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】。「理事運営会議」は理事会開催前週に開催し、理事会審議事項の事前協議を行っている。構成員は「寄附行為」第 6 条及び第 7 条の定めにより選任された理事である。必要に応じて各部署の長に詳細な説明を求めることができる仕組みを構築しており、現場の状況に即した活発な議論が展開されている。「経営戦略会議」は、中期計画の実施における課題等の解決施策を検討するにあたり、重要性が高い事項は理事会に諮るなど、教学部門と法人部門の意思疎通を密にしている。理事会、「理事運営会議」、「経営戦略会議」の連携は、意思決定の円滑化のために重要であることから、理事長と学長が全ての会議の構成員となり、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

学長は法人理事となっていることから、理事会のほか、「理事運営会議」、「経営戦略会議」に常に出席し、教学系の主要な会議である「大学教育研究協議会」等との連携を保つ役割を担い、法人と大学の相互チェックを行うことができる体制となっている。

評議員会は、「理事長において意見を聴かなければならない事項」として「寄附行為」第 22 条に定められている、予算及び事業計画、事業に関する中期計画などについて、理事長、学長から十分に説明を受け、それに対して活発に意見や助言を行っている。理事全員が評議員会へ出席し理事会との意思疎通と連携もできており、評議員会は理事会の諮問機関として有効に機能している。教職員の意見をくみ上げる仕組みとしては、目標管理制度を活用している。本制度は、上司（課長級管理職）が各職員と個別面談をすることで、部下からの意見や提案等をヒアリングするボトムアップ制度である。ここでくみ上げられた意見や提案等は、「部長会」で発表され情報共有される【資料 6-3-3】。このほか、月 1 回開催される「管理職会議」において、各部署からの情報提供がなされている。専任教員は、全員が各専攻・専修等の運営会に所属しており、管理運営に関する主要な会議に、各運営会から代表者（委員）を出すことで、運営会の意思や提案が反映される仕組みとなっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】学校法人国立音楽大学理事運営会議内規

【資料 6-3-2】学校法人国立音楽大学経営戦略会議内規

【資料 6-3-3】学校法人国立音楽大学部長会規程

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員は「寄附行為」に基づき、多岐にわたる分野から選任されている。現在、評議員会は 21 人で構成され、その内訳は、学識者 6 人、卒業生 5 人、教職員 10 人である。

6-3-①に記述のとおり、評議員会は、「理事長において意見を聴かなければならない事項」として「寄附行為」第 22 条に定められている、予算及び事業計画、事業に関する中期計画などについて、理事長、学長から十分に説明を受けるとともに、運営等に関する重要事項や状況について理事長、学長、各担当理事から適宜報告され、それに対して活発に意見や助言を行っており、評議員会は適切に運営され諮問機関として有効に機能している。

監事は「寄附行為」第 8 条の選任規定に基づき適切に選任され、現在 2 人がその任についている。監事は、「寄附行為」第 15 条及び「学校法人国立音楽大学監事と監査に関する

規程」に従い、年度ごとに「監事監査業務計画」を策定し、理事会承認の下に監査を適正に行っている【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】。また、全ての理事会に出席し、理事の業務執行等について確認を行うとともに意見を述べている。決算については、会計帳簿等の閲覧及び調査を行い、経理責任者（総務・財務部長）から概要を聴取している。決算が確定した後、監事は監査法人から報告を受け、監査報告書を作成し、理事会と評議員会に対し、報告を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-4】 学校法人国立音楽大学監事と監査に関する規程

【資料 6-3-5】 2023 年度監事監査業務計画

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会環境の変化に対応しながら法人を持続させていくために、臨機応変に改革施策を進めていくとともに、長期的な視点で経営戦略の協議を行っていく。

監事機能の一層の充実を図るため、引き続き監査内容の明確化を行い、サポートする体制を整えていく。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

令和 6（2024）年 3 月末で総資産 384 億円、負債 33 億円、純資産 351 億円、手許資金 167 億円と財務基盤の安定性に問題は見られない。

6-4-② 収支バランスの確保

令和 5（2023）年度の償却前のキャッシュフローは、約 1 億円となり、特殊要因（附属校校舎建て替え）を除けば約 4.8 億円となる。

寄付制度については、募集対象を具体化・明確化した「くにおん寄付基金」の制度を令和 2（2020）年度にスタートさせた。これは、寄付者の利便性向上だけでなく、担当部署の業務効率向上をも目的とし、本学公式 Web サイト内に別ブラウザで立ち上がる専用プラットフォームとして新たに構築した【資料 6-4-1】。

更に、資金運用による受取利息配当金収入も年々増加しており、今後も安定した債券運用を中心に資金運用を実施する計画としている【資料 6-4-2】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-1】くにおん寄付基金 Web サイト

【資料 6-4-1】国立音楽大学資金運用内規

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

中長期計画に基づいて立てられた年度ごとの事業計画は、理事会議案として審議のうえ、評議員会に諮問し、決定している。予算基本方針は、①大学及び附属校を含め魅力ある教育機関を目指すこと、②経常収支のマイナスを早期に改善すること、③経常支出の節減努力のみならず、改革施策の積極的推進を図ることとしている。

予算編成のプロセスとして、必要性、妥当性を審議するために、各部署に予算要望書と併せて改革施策を含む事業計画書の提出を求めている。部署ごとに予算要望を取りまとめ、理事長、学長、担当理事によるヒアリングを行っている。施設設備については、重要性、緊急性等、優先性の高い案件を中心に、実施方法の最適化、費用の効率化を図っている。予算要望書においては、重要性の高い案件についてその旨を明示し、メリハリをつけている。

令和 4（2022）年 5 月、附属校校舎建て替えに伴い、私学事業団から資金調達し、返済計画として 10 年間の長期財務計画を提出した。その後、令和 4（2022）年度決算に基づき長期財務計画を見直した【資料 6-4-3】。事業活動収支では、令和 14（2032）年度までの 10 年間の償却前キャッシュフロー合計は 30 億円となる。年度ごとでは、令和 6（2024）年度以降、同キャッシュフローは 3～4 億円となる計画である。

中期的に年 5 億円以上の増収を確保し、キャッシュフローベースでの均衡を目指し、長期的には事業活動収支の均衡を目指している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-3】長期財務計画（2019 年度～2032 年度）

（3）6-4 の改善・向上方策（将来計画）

積極的な広報活動等募集活動に注力するとともに、定員充足率を満たし、安定した学生生徒等納付金を確保する。経費については一層の節減に努力するとともに、堅実な資金運用益を増加することにより、収支バランスを改善していく。

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人国立音楽大学経理規程」「学校法人国立音楽大学固定資産及び物品管理規程」等に基づき、適正に行われている【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】。

計算書類作成に至るまでの事務処理、予算管理については、令和 2（2020）年度に、学校法人会計基準に準拠した財務システムを導入し、業務の効率化を図った。これにより、伝票作成の際に勘定科目等のデータが引き継がれるようになり、科目等の錯誤が減少するなど精度を高めることができた。また、担当部署単位で予算及び予算執行状況を確認することが可能となり、適正な会計処理に寄与している。

経理課は月次試算表を作成し、各機関や部署の予算執行状況を確認したうえ、財務担当理事に報告、適宜調整等を行い適正な会計処理を行っている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-5-1】学校法人国立音楽大学経理規程

【資料 6-5-2】学校法人国立音楽大学固定資産及び物品管理規程

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人は、監査計画に則り、内部統制の検証を実施している。具体的には、①実地監査、②書類監査、③元帳・帳票書類照合、④備品等確認、⑤計算書類の照合を行うことで、監査を厳正に実施している。また、監査報告書により、結果の還元とともに必要な指導を受け、より適切な会計処理への改善が図られる体制が確立している。当該監査は 1 回につき 4 人の会計士により行われる。年間を通じた監査日数は令和 5（2023）年度の合計で 78 日あり、十分な時間をかけ適時、適切に実施されている【資料 6-5-3】。

また、理事長・理事・監事・監査法人の間で定期的に意見交換の場を設けており、令和 5（2023）年度の実績は、①決算監査中の監事との面談（2023. 5. 10）、②決算監査後の監査報告会（2023. 6. 21）、③中間往査時の理事長・監事面談（2023. 11. 29）であった。

監査法人は、環境分析、経営上の重点課題、主な設備投資、中長期計画の策定状況について理事と意見交換し、また、ガバナンス・コンプライアンス遵守状況など経営上のリスク評価、内部統制等について監事と意見交換している。

近年はないが、支出が予備費を上回る場合等、必要があれば、補正予算を編成する方針である。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-5-3】監査法人による会計監査期間及び実施項目

（3）6-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準及び「学校法人国立音楽大学経理規程」等の学内規程を遵守し、引き続き厳正な会計処理に努める。

【基準6の自己評価】

大学の使命・目的を実現するために、経営・管理に関し、各種法令及び「寄附行為」をはじめとした本学諸規程を遵守し、理事長及び学長のリーダーシップにより、適切な経営に努めている。

財務運営は、年度ごとの事業計画及び予算編成方針に基づき行っており、財務基盤も安定している。特に改革施策など、法人の戦略的意思決定については、理事会が行うが、その事前協議として、「理事運営会議」、「経営戦略会議」が十分に機能している。

監事による理事会の牽制及び評議員会の運営は適切に実施されている。

以上のとおり、本学諸規程、ガバナンス・コードを遵守し、適切な運営体制、監査体制を構築し、厳正に会計処理を実施しており、基準6の「経営・管理と財務」を満たしていると判断する。